

[令和7(2025)年度]

**「学校における働き方改革推進プラン(第2期)」
に基づく実態調査結果**

分析結果報告 学校調査

栃木県教育委員会

目 次

1.調査概要

P 2

2.学校調査 各回答集計

(1) 勤務時間の適正化

P 3 ～ P 8

(2) 意識改革

P 9 ～ P12

(3) 業務改善

P13 ～ P21

(4) 部活動指導の負担軽減

P22 ～ P23

(5) 学校運営体制

P24 ～ P37

報告書内のアイコンについて



令和7年度調査から追加された設問



令和6年度調査との比較を行っている設問



教職員調査とリンクする設問

1.学校調査分析－調査概要

1.調査期間と方法

令和7（2025）年7月17日（木）～7月31日（木）の期間にWeb調査を実施

2.調査対象

栃木県内全ての公立学校

3.調査対象校数及び回答

			対象校数 (校)	回答校数 (校)	回答率 (%)
市町立	小学校・義務教育学校（前期）		333	333	100.0
	中学校・義務教育学校（後期）		149	149	100.0
県立	中学校		3	3	100.0
	高等学校	全日制	58	58	100.0
		定時・通信制	10	10	100.0
	特別支援学校		16	16	100.0
計			569	569	100.0

※本調査結果における学校種の表記方法および役職・職種等の分類について

学校種		本報告書における表記		役職・職種等	本報告書における表記
市町立小学校	市 町 立	小学校等		各学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭(学校勤務の方のみ)、助教諭、養護助教諭、講師、実習教員、寄宿舍教員、事務職員(県立学校の司書を含む)、学校栄養職員(学校勤務の方のみ)、学校看護師、技能労務職員	全教職員
市町立義務教育学校前期課程					
市町立中学校		中学校等			
市町立義務教育学校後期課程					
県立中学校	県 立	中学校		主幹教諭、教諭、助教諭、講師	教諭等



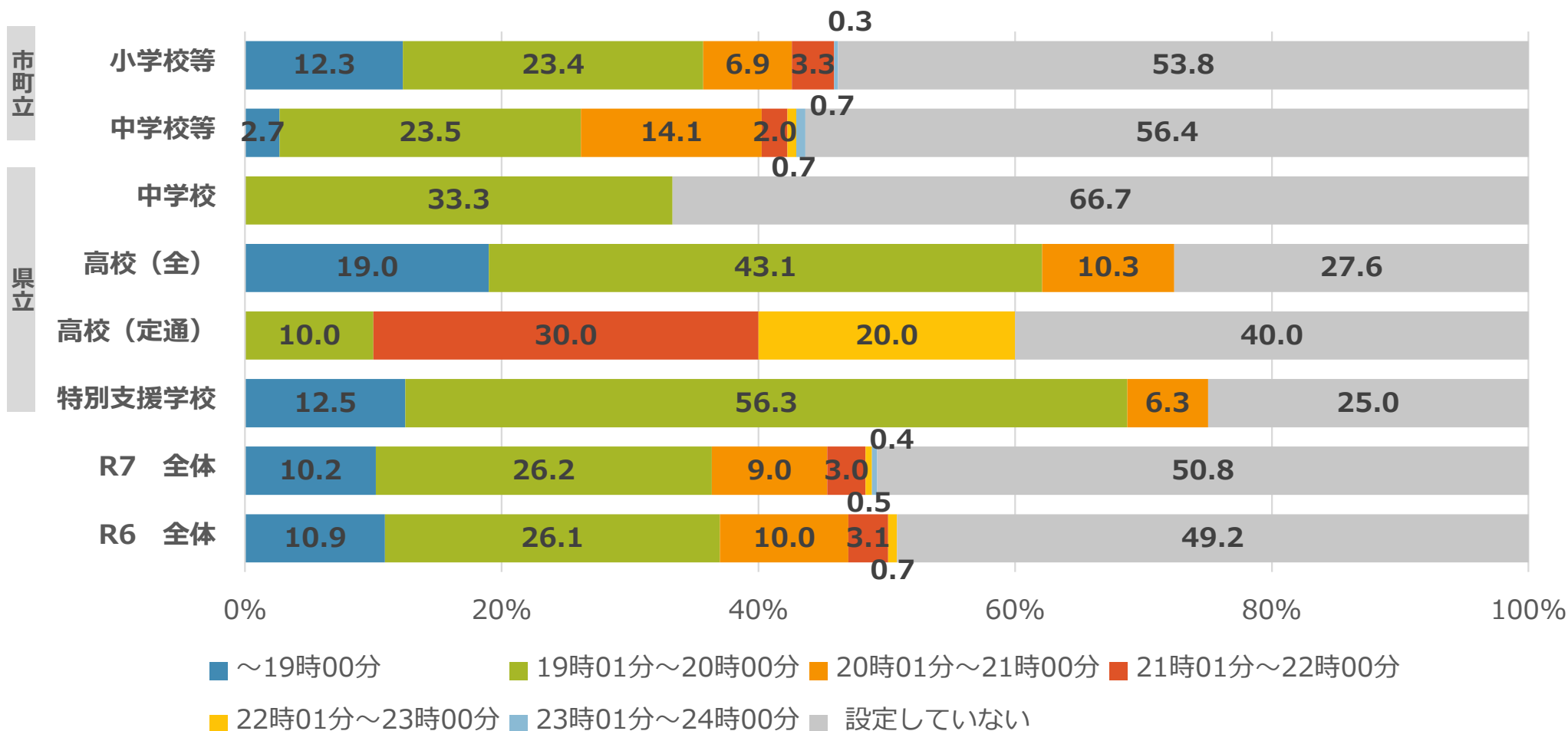
全 体

前年と比較して、設定していないと回答した学校が1.6pt増。

21時までの最終退勤時刻を設定している学校は微減。

約半数の学校で最終退勤時刻を「設定していない」という回答になっているが、理由の一つに「すでに十分早く退勤しているため不要」とあるように、必ずしも否定的な意味合いとは限らない。

Q. 最終退勤時刻を何時に設定していますか。

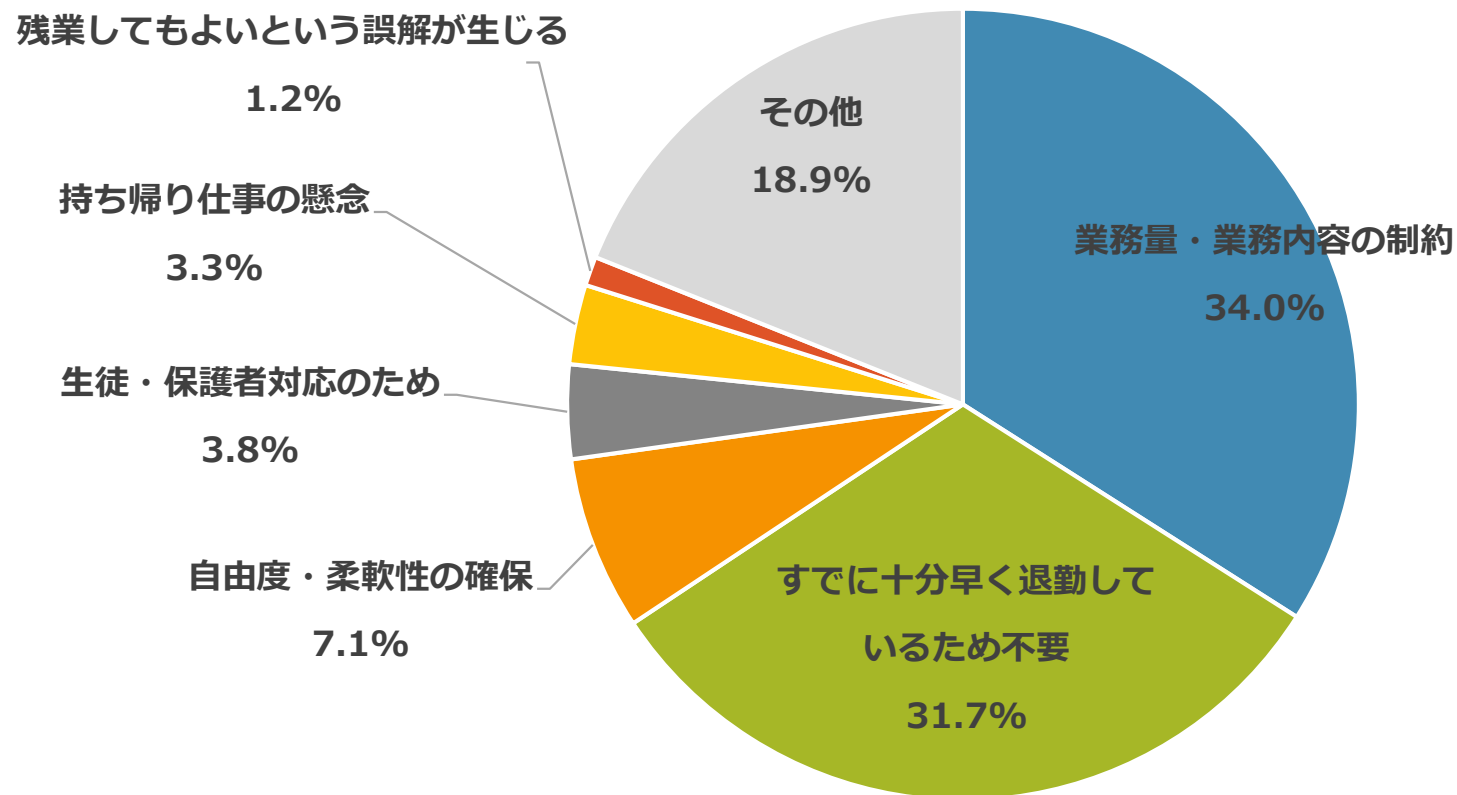




全 体

最終退勤時刻を設定していない理由として、「業務量・業務内容の制約があるため」と回答している割合が34%（115校）、「すでに十分早く退勤している」ため設定不要と回答した割合が31.7%（107校）だった。

Q. 最終退勤時刻を設定することが難しい事情を記入してください。





N=569 校 複数回答あり／有効回答数：338

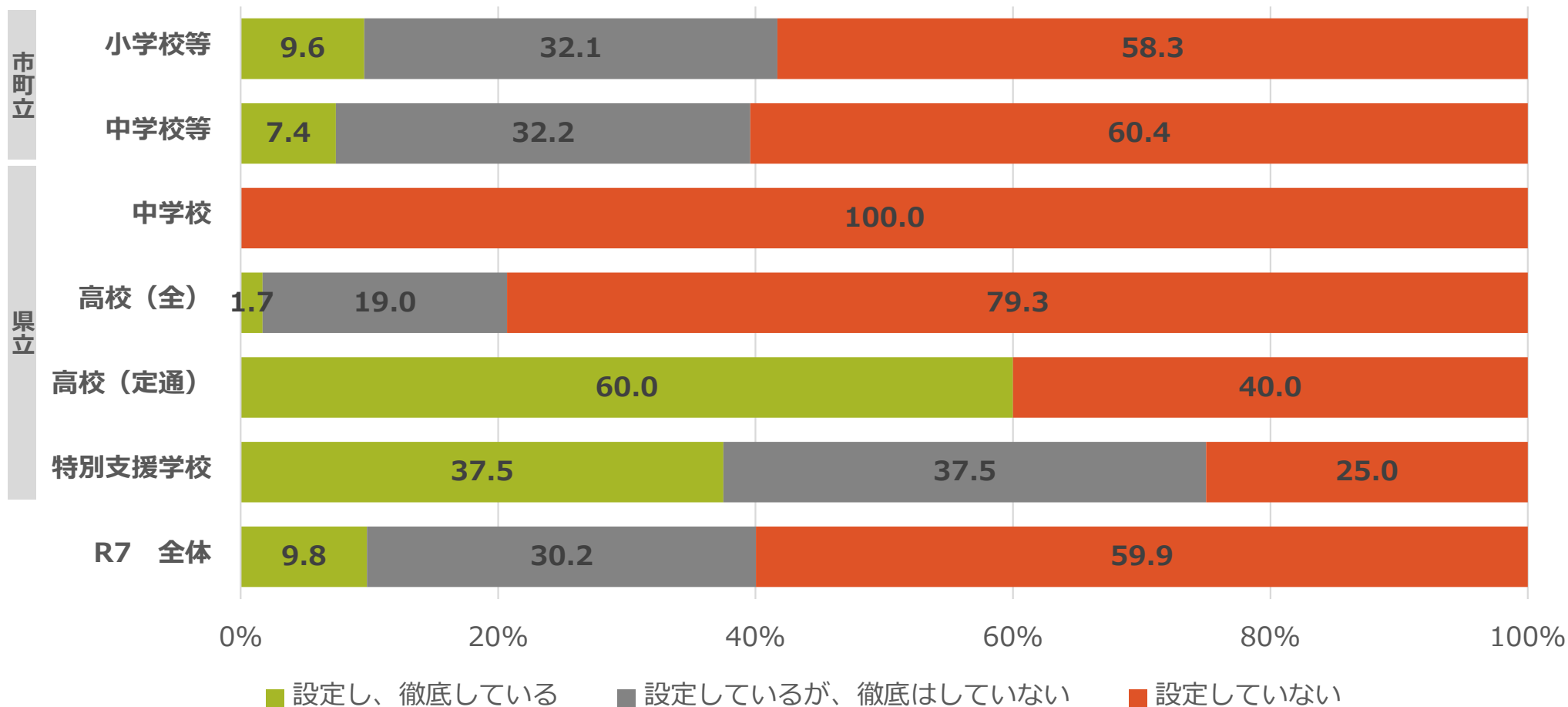
業務量・業務内容の制約	115
学年や分掌により忙しさが異なるため一律にできない	50
時期によって業務量変動する	36
部活動、授業準備等、業務量が多いため	13
仕事のペースがそれぞれ異なるため	10
欠員や小規模校、学校特性上、業務を分担しており制限できない	6
すでに十分早く退勤しているため不要	107
遅くまで残る職員がいない	46
大多数が〇時までに退勤できている	33
自主的に時間を意識できている	28
自由度・柔軟性の確保	24
家庭の事情など個人差があるため	11
個々の主体性を重んじている、任せている	7
一律に縛ると働き方の自由度が失われる	6
その他	64
設定しようという機運なし、必要なし	30
設定はしていないが、〇時以降になると退勤を促している	14
特に理由はなく、今後設定予定	13
ノー残業デー等を設定している	2
その他	5



全体

定時退勤日を「設定し、徹底している」と回答した学校は全体の約1割にとどまり、制度定着に課題があることが浮き彫りとなった。特に県立中学校（0.0%）や高等学校（全日制）（1.7%）で徹底率が低い。定時退勤日の設定と徹底は、教職員の健康維持や業務効率化に直結する施策である。今後は、この円滑な運用に向け、実情に応じた工夫が求められる。

Q.学校や学年単位など、学校の実情に応じて、定時退勤日を設定し、徹底していますか。

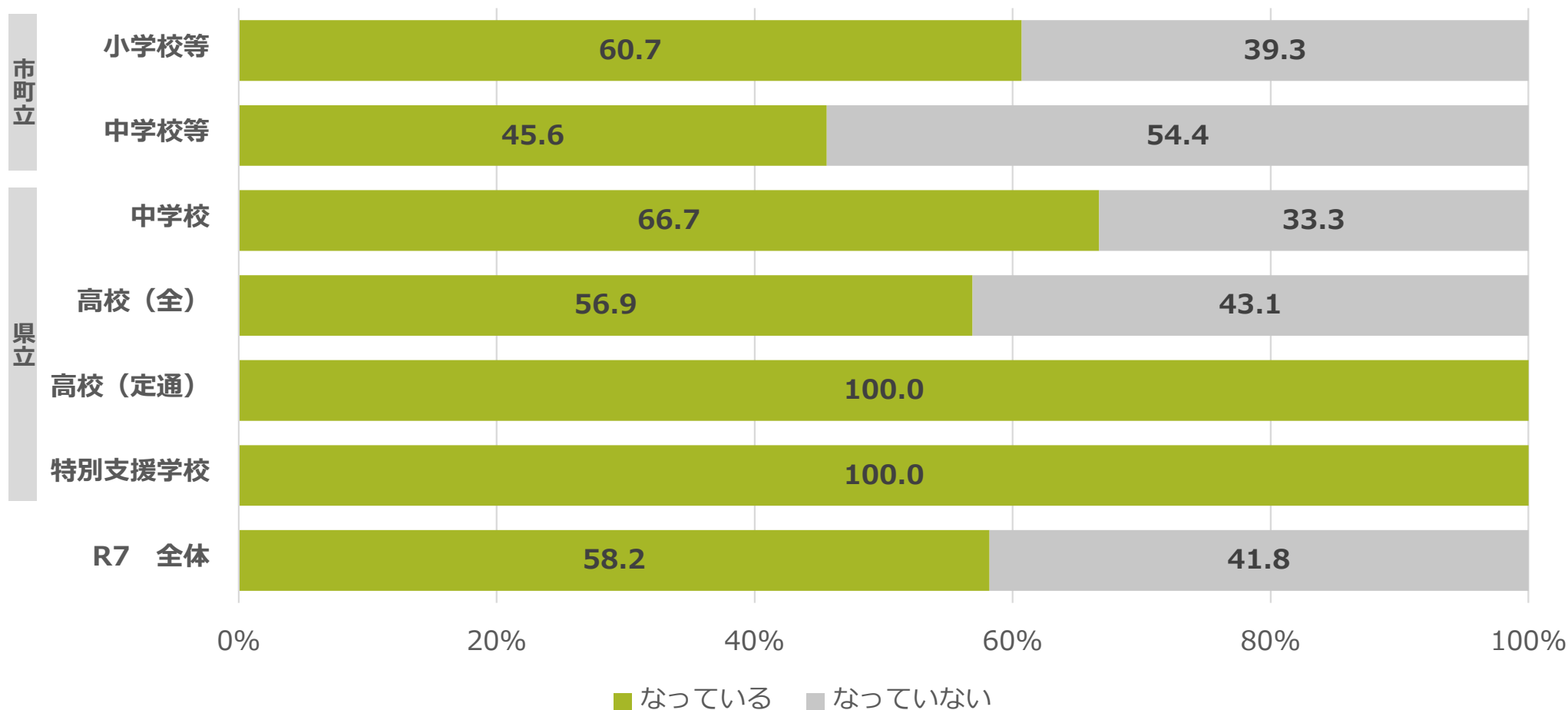




全 体

勤務間インターバルを意識した出退勤に「なっている」と回答した学校が全体の約58%を占めており、一定の改善が進んでいる様子がうかがえる。一方で、特に市町立中学校等では「なっていない」とする回答が過半数（54.4%）を占めており、学校種によって取り組みに差があることも明らかとなった。改正指針の中に、「勤務間インターバルの取組を進めること」と記載されている。今後はこれを意識した働き方が求められる。

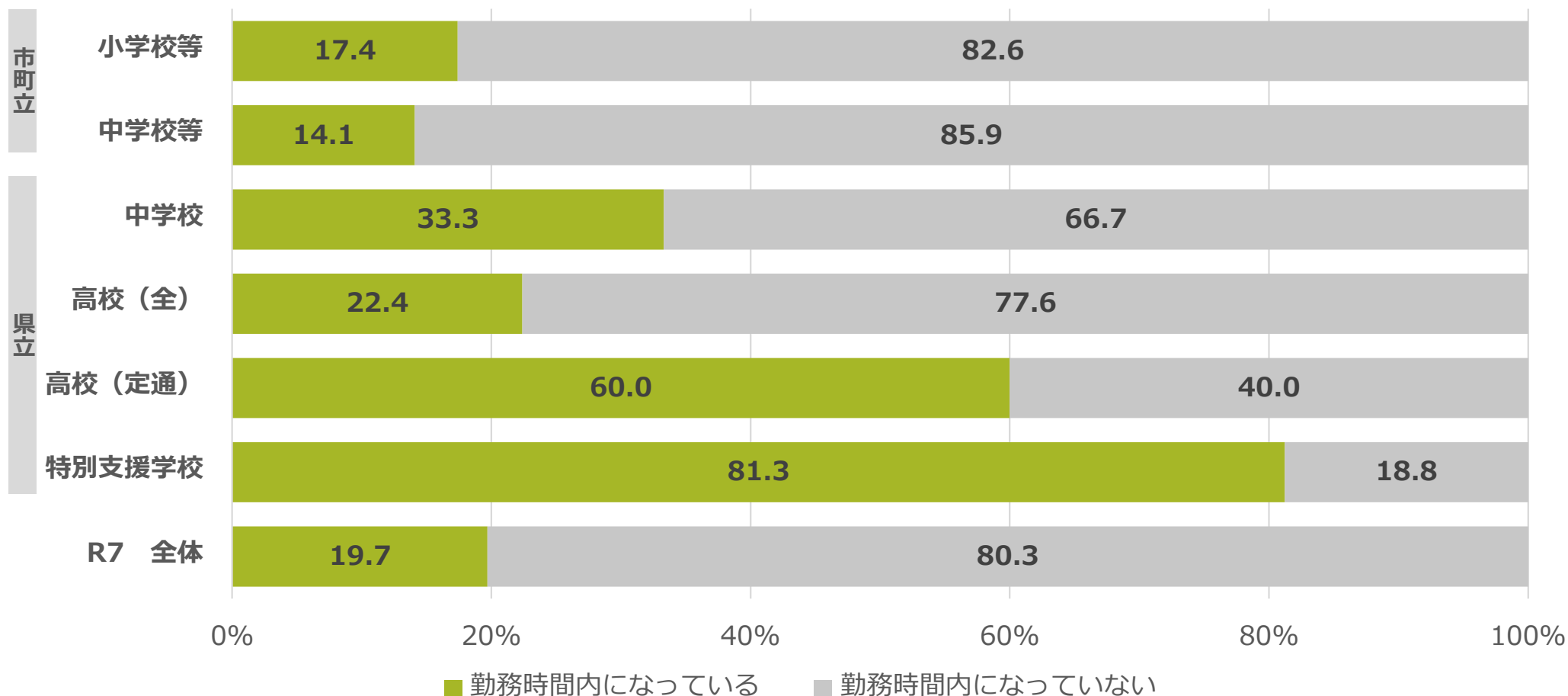
Q.勤務間インターバルを意識した出退勤となっていますか。



学校
種別

児童生徒が校内に入る時刻が教職員の勤務時間外である学校が全体の約8割を占めていることが明らかとなった。特に市町立小学校等、中学校等ではその傾向が顕著であり、教職員が勤務前から対応を迫られている実態が浮き彫りとなっている。改正指針の中で、『児童生徒が登校すべき時間は教育職員の所定の勤務の開始時間より後にするものとする』と記載されており、児童生徒の登校時刻と教職員の勤務時間の整合性を図ることが急務である。

Q.朝、児童生徒が校内に入れる時刻は、教職員の勤務時間内になっていますか。

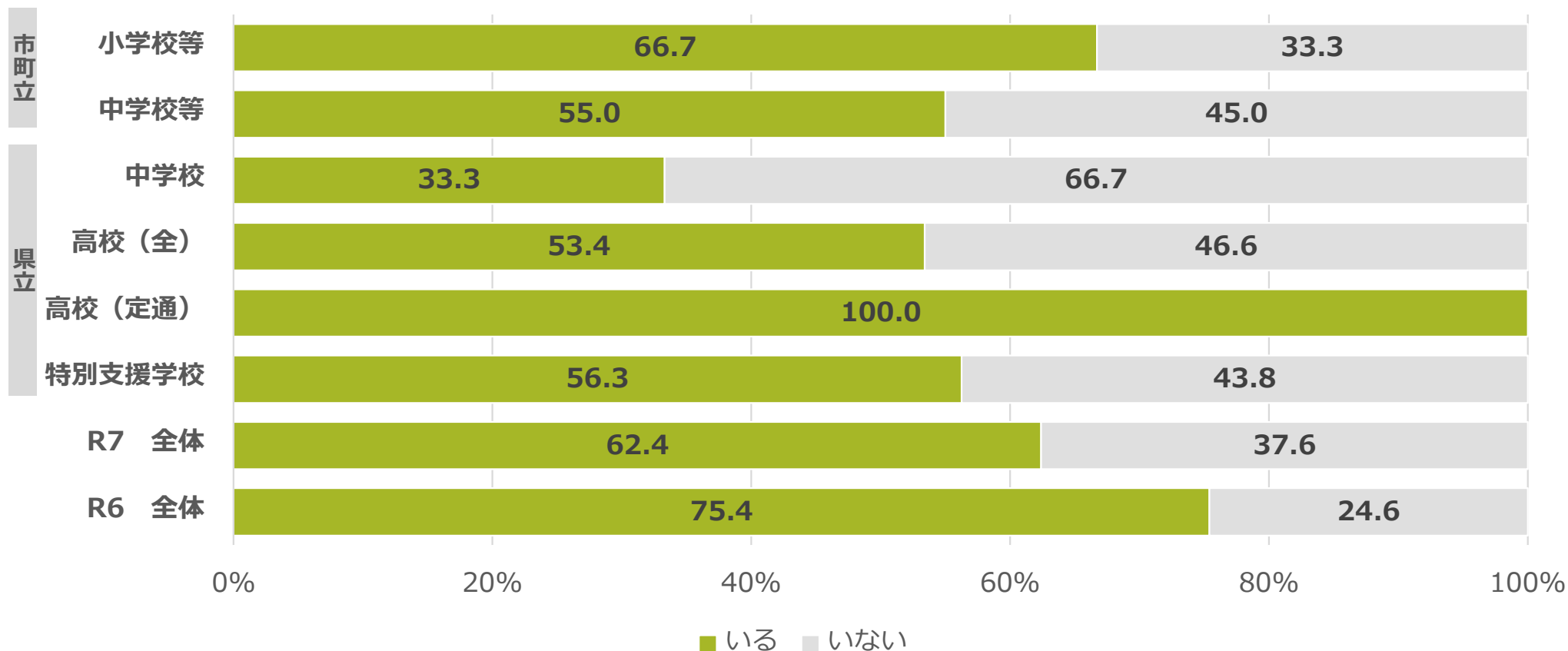




全 体

退勤時刻を意識した業務の効率化に関する意識はR7で6割強（62.4%）となり、前年（R6）より減少（前年比13.0pt減）し、全体的に低下傾向である。高等学校（全日制）では「意識している」とする回答が大きく減少（19.0pt減）しており、意識の定着に課題があると言える。県立中学校で33.3%と最も低く、高等学校（定時・通信制）では3年間にわたり100%を維持しており、校種による差が顕著である。

Q.貴校では、退勤時刻を意識して、その時刻に間に合うよう業務を精選・効率化するという意識が定着していますか。

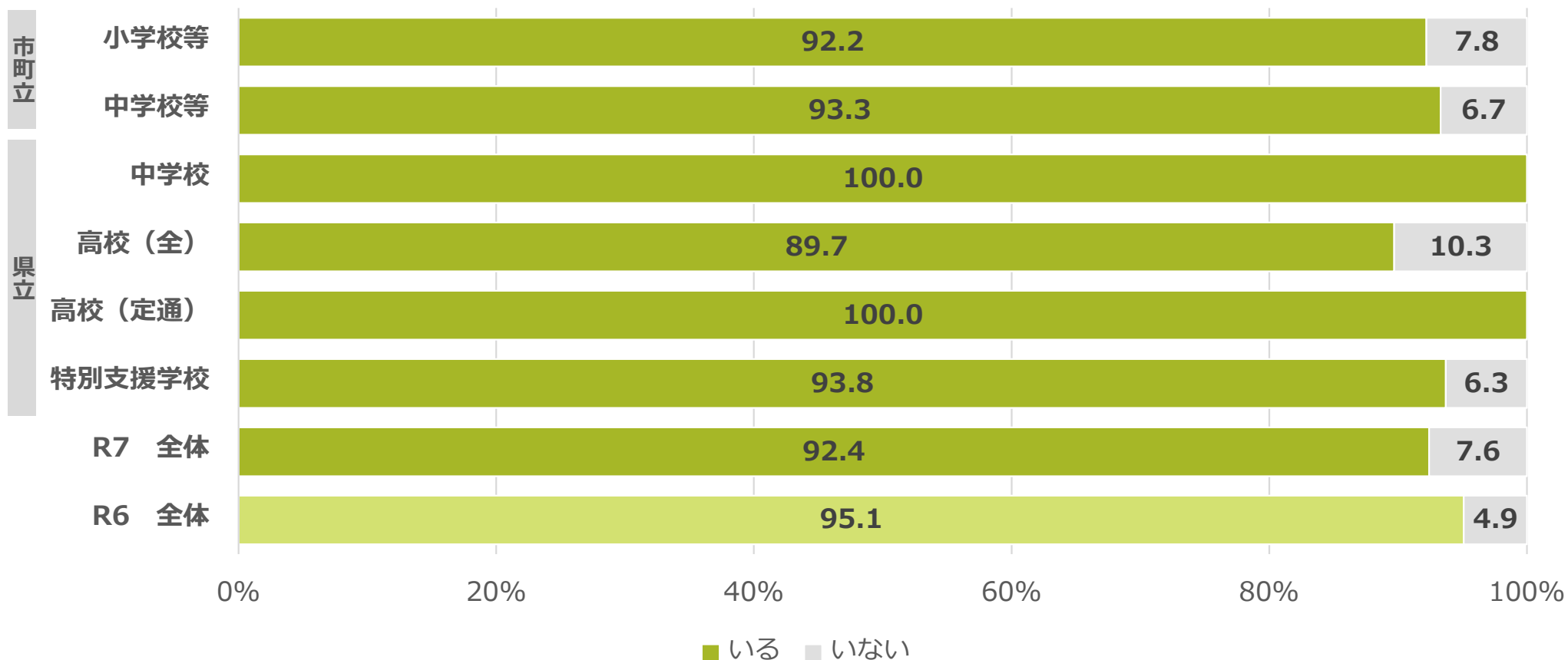




全体

令和7年度の評価制度活用率は**92.4%**と過去3年間で最も低くなっている。(R5:93%、R6:95.1%)。
 学校種別では、**高等学校(全日制)**が前年度までの**100%**から**89.7%**へと大幅に減少。一方、特別支援学校は88%から93.8%へと増加した。

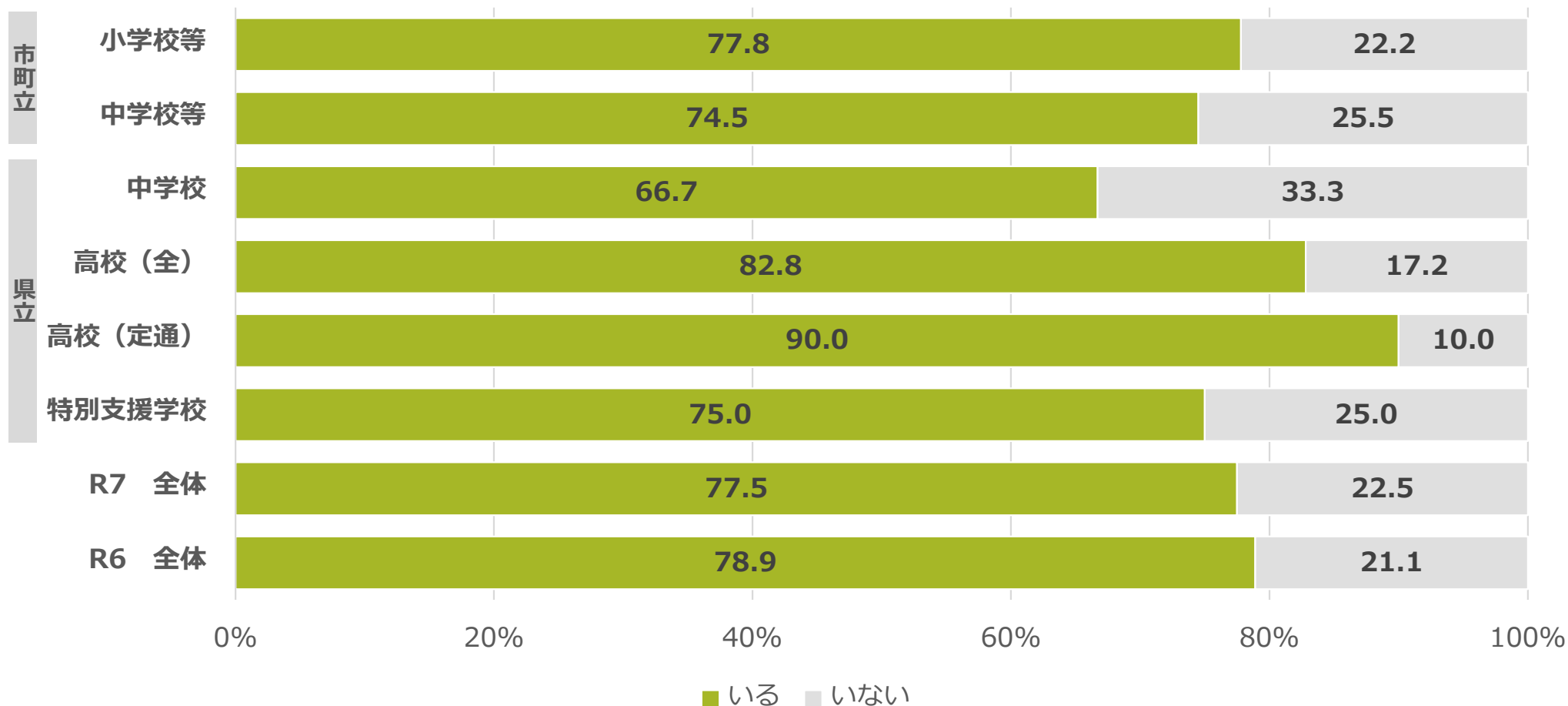
Q.教職員評価制度を積極的に活用し、教職員一人一人の業務改善への意識や意欲を高めていますか。



全 体

令和7年度は、全体の77.5%の学校が先に退勤することへの抵抗感を低減する取組を実施しており、前年度とほぼ同水準を維持している。高等学校（定時・通信制）は90%と最も高く、柔軟な勤務環境が整っていることがうかがえる。特別支援学校（12.5pt減）では前年度より減少が見られ、継続的な取組の定着が課題となる。職場全体の意識醸成が引き続き求められる。

Q.先に退勤することへの抵抗感が低減するような取組を行っていますか。

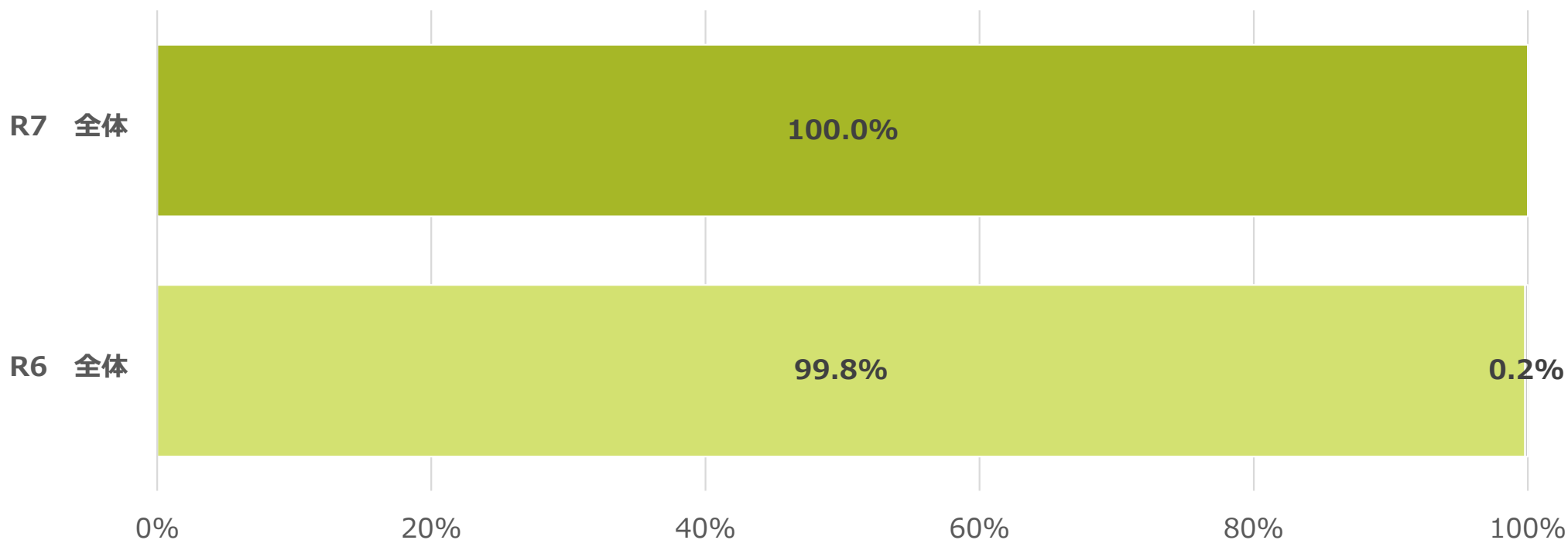




全 体

「雰囲気づくりに努めている」と回答している割合は令和6年度は99.8%だったが、令和7年度は100%となり、すべての学校で休暇を取得しやすい雰囲気づくりに努めていることが分かった。

Q. 教職員一人一人の事情に配慮した声かけを行うなど、休暇を取得しやすい
雰囲気の醸成に努めていますか。

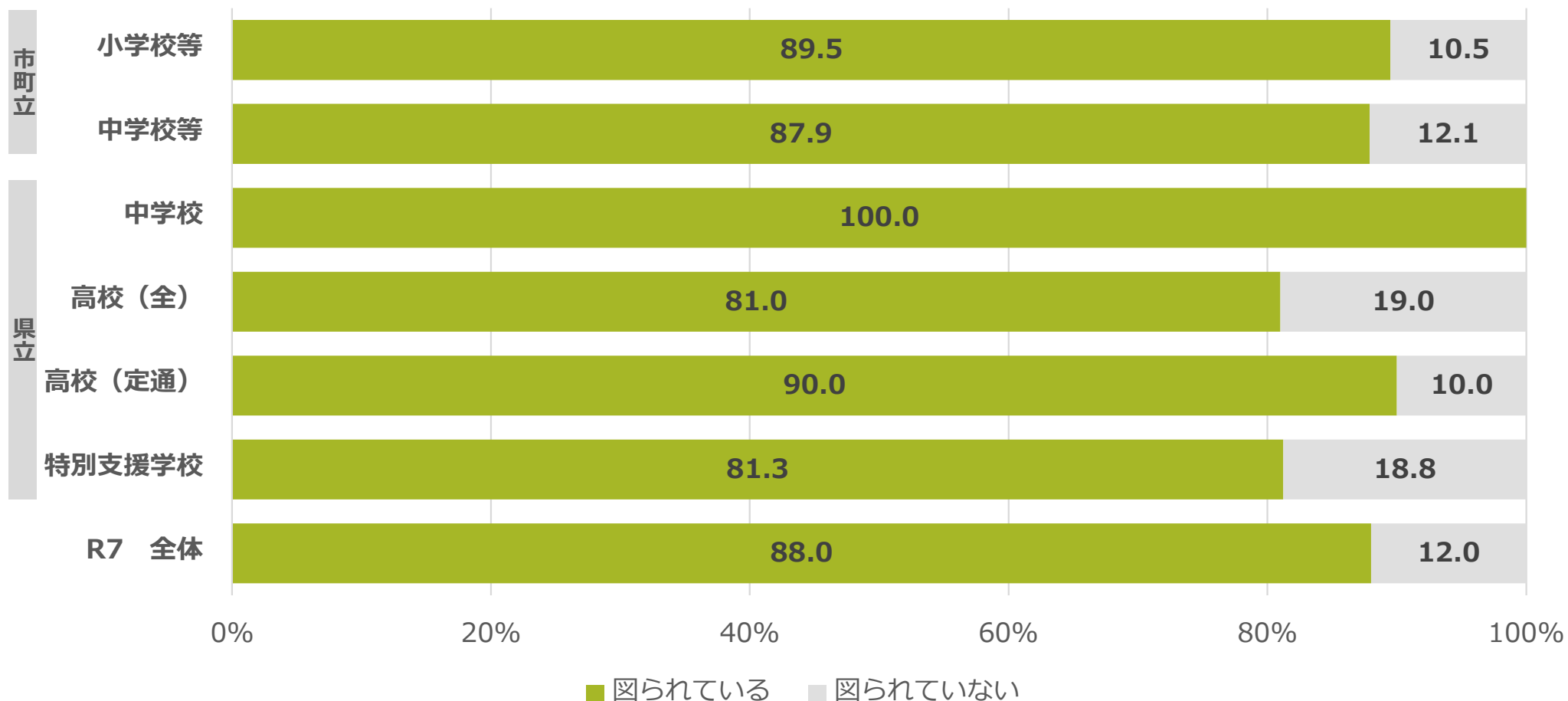




全 体

校務分掌における業務分担の平準化は全体で88%の学校で「図られている」と回答しており、高い水準である。特に高等学校（定時・通信制）では9割が平準化を実施している。一方で、高校（全日制）や特別支援学校では「図られていない」とする回答が他校種に比べて高く、改善の余地がある。業務の偏りを防ぎ、教職員の負担を均等にするためにも、引き続き平準化の取り組みを推進する必要がある。

Q.校務分掌等における業務分担の平準化が図られていますか。

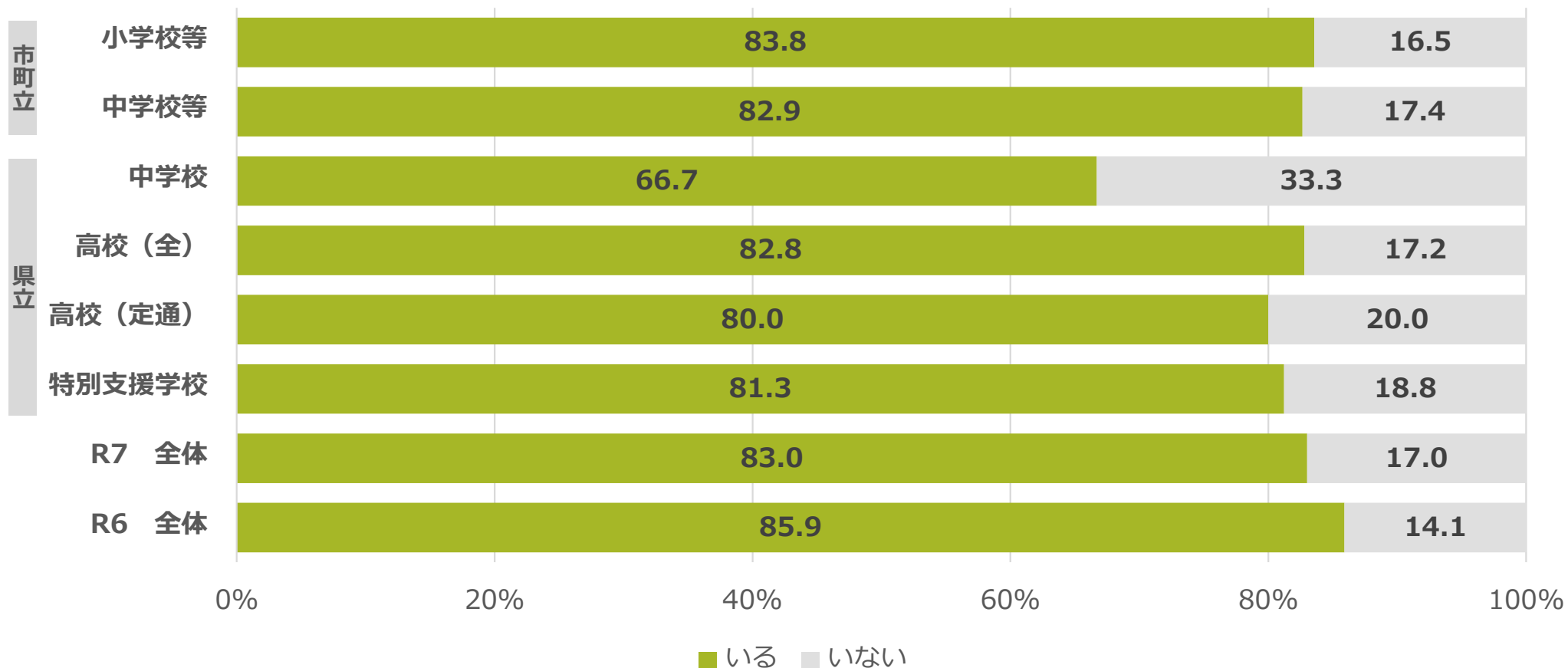




全 体

令和6年度から令和7年度にかけて、業務の適正化に取り組む学校の割合は全体的に高水準を維持しているが、やや減少傾向が見られる（2.9pt減）。業務の削減・簡素化は教職員の負担軽減に直結するため、今後も各校種に応じた柔軟な働き方改革の推進が求められる。

Q.一つ一つの業務について、業務の適正化という観点から、「必須の業務ではない」と判断したものについては、積極的に削減や簡素化を図っていますか。

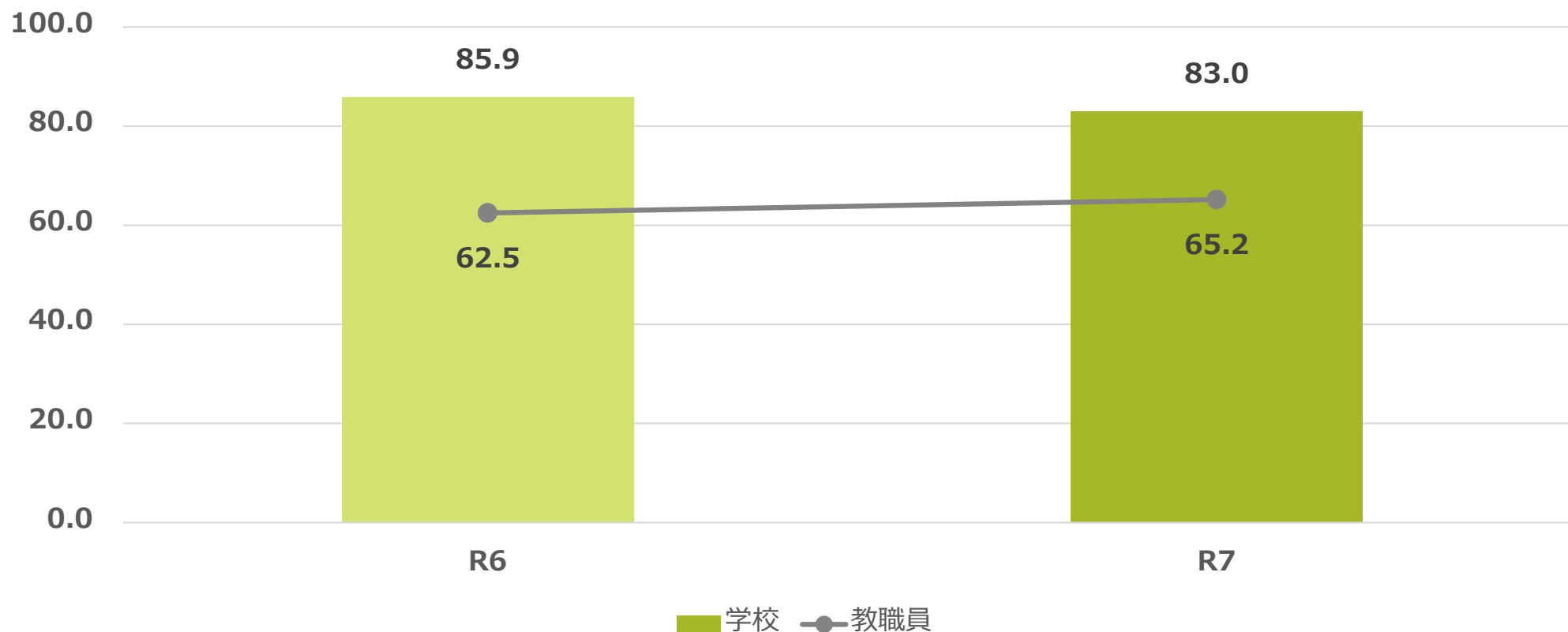




全 体

令和7年度の「必須の業務ではない」と判断した業務の削減・簡素化については、学校側の取り組みが83.0%であるのに対し、教職員の実感は65.2%である。両者の差は17.8ptであり、依然として意識の乖離が存在していると言える。学校が改革を進めている一方で、現場の教職員が十分にその効果を感じ取れていない状況である。今後は、教職員の声を反映した施策の推進と、改革内容の共有が重要である。

「必須の業務ではない」と判断したものを積極的に削減や簡素化を図っていると回答した
学校と教職員の割合比較





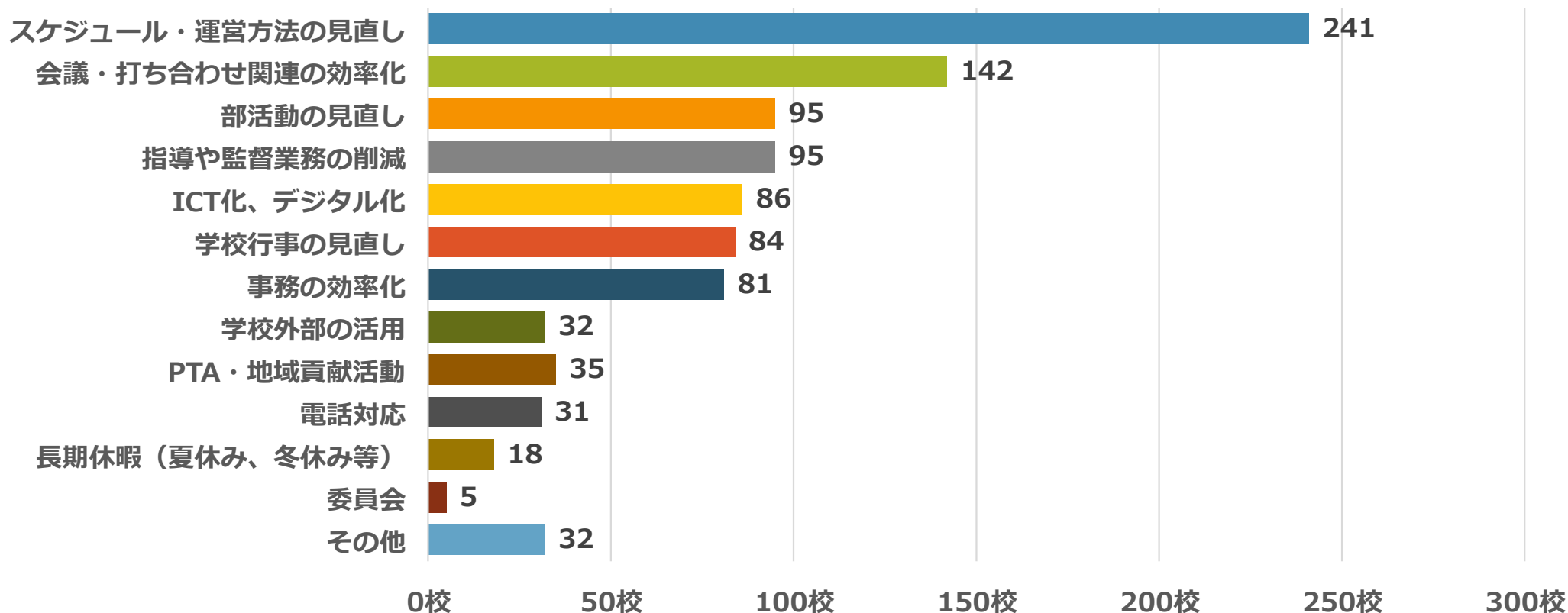
③必須ではないと判断し、削減や簡素化が図られた業務

全 体

清掃の回数削減や短縮など、「児童・生徒活動のスケジュールを見直し」が241件と最多だった。単独の取組（P17）では「指導や監督業務の削減」中の「登下校指導／見回りの縮小・廃止・見直し」が95件と多く、登下校指導の回数を減らすだけでなく、PTAや地域ボランティア、交通指導員など外部の支援を活用して教職員の負担を減らす工夫が図られている。

N=569 校 複数回答あり／有効回答数：977

Q.必須ではないと判断し、削減や簡素化が図られた業務を3つ以内で上げてください



N=569 校

スケジュール・運営方法の見直し 241

清掃の回数削減・時間短縮	73
通知書の回数削減・簡素化	35
朝の読書・学習時間の削減・見直し	29
日課（特別日課）の増設・見直し	28
休日、放課後補講の回数削減。課外学習の削減・見直し	21
配布物（学校たより等）の工夫	18
登下校時刻の見直し	12
業間活動の活用・見直し	9
授業時間の削減・簡素化	7
日誌・課題の回収方法の工夫	4
課外活動	3
給食の時間の見直し	2

会議・打ち合わせ関連の効率化 142

会議・打合せ・職員朝礼等回数の削減	65
会議資料の簡素化・デジタル化	31
会議自体の時間短縮・簡素化・デジタル化	28
打ち合わせの見直し	18

✓ 会議の時間短縮のため、
書面開催や事前決裁、議題の精選など
の工夫が行われている。

部活動の見直し 95

部活動時間の短縮や制限	50
朝練・休日練習の削減	24
部活動の見直し（廃部、休部、地域移行等）	21

✓ 部活動時間の短縮の他、
定期テスト・長期休暇明けの部活動制
限等の取組があげられている

指導や監督業務の削減 95

登下校指導／見回りの縮小・廃止・見直し	95
---------------------	----

N=569 校

デジタル化	86	
各種たより・保護者連絡のデジタル化	35	
職員連絡のデジタル化／ワークフローの導入	17	
遅刻・欠席連絡のウェブ化	12	
アンケートのデジタル化	7	
校務支援システムの活用（資料配布・情報入力等）	5	
採点システムの導入	4	
健康観察アプリの導入	2	
課題や日誌のデジタル化	2	
児童集会等のデジタル化	2	
学校行事の見直し	84	
運動会・文化祭・集会などの行事の時間短縮や簡素化	62	
家庭訪問・家庭状況の把握の時間短縮・簡素化	17	
予備時数の削減・見直し	3	
授業参観の簡素化・見直し	2	
事務の効率化	81	
担当業務の削減・分担変更・見直し	23	✓担当業務の削減、分担変更では、 施錠分担の見直しや日直・電話当番 などの見直しを行っている。
事務の簡素化	20	
週案・計画の削減・見直し・簡素化	17	
集金、会計等の工夫	13	✓事務の簡素化では 復命の簡略化、押印の削減などが行わ れている。
コンクール等の応募の精選	6	
ノー残業デー等の設定	2	



N=569 校

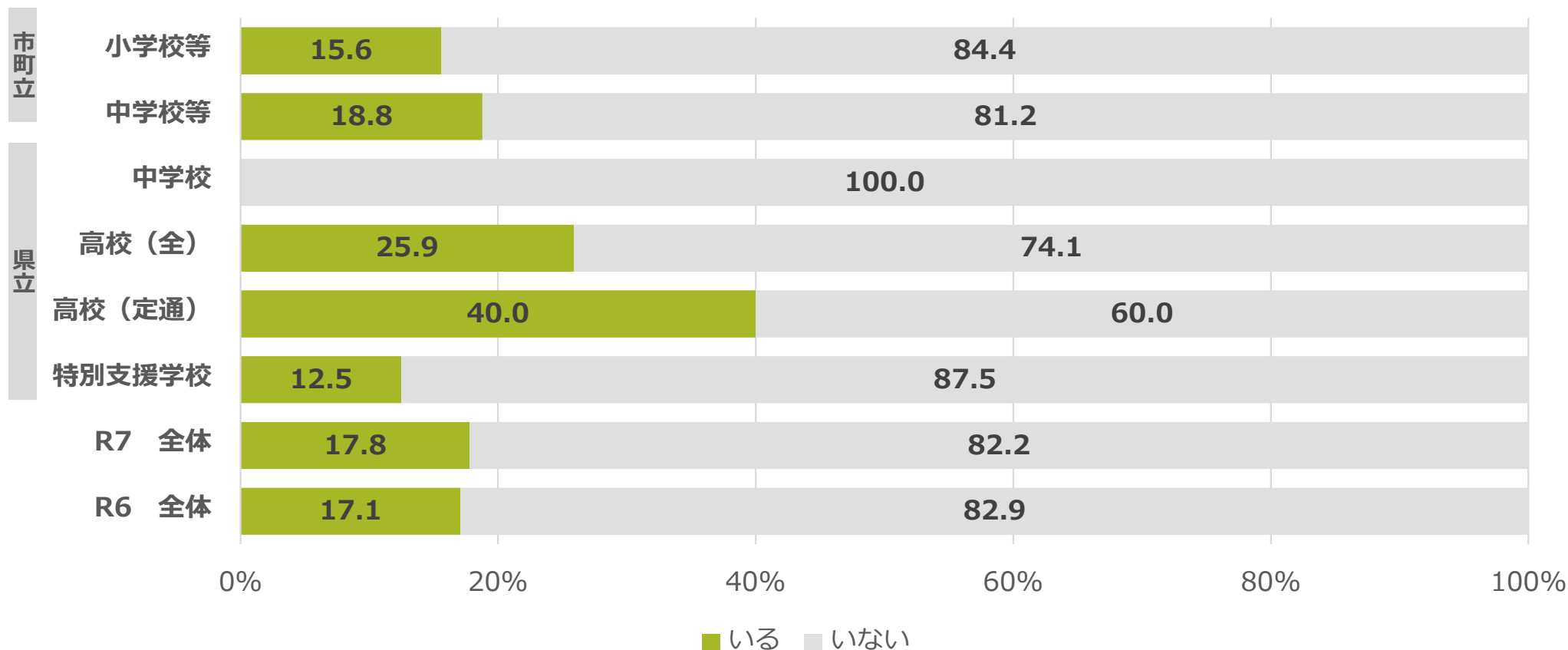
PTA・地域連携活動	35
PTA組織・活動の見直し	24
地域連携活動等の削減・簡素化・見直し	11
外部人材の活用	32
外部委託（ボランティア協力・PTA含む）の活用	23
学校支援員等の活用	9
電話対応	31
対応時間の削減	17
電話対応の留守番電話活用	12
非通知の不对応	2
長期休業（夏休み、冬休み等）	18
作品募集、課題の削減・精選	8
登校日の見直し	8
夏休みのプール解放見直し	2
委員会	5
生徒会活動の見直し	5
その他	32
その他	32



全 体

令和7年度は、業務時間の記録に基づく改善に取り組む学校が全体で17.8%（0.7pt増）と、依然として導入率は低い。県立中学校では全く取組が行われておらず、高等学校（定時・通信制）（10.0pt減）では減少傾向にある。一方、高等学校（全日制）は増加しているなど、導入のばらつきが大きく、今後は継続的な支援と実施促進が課題となる。

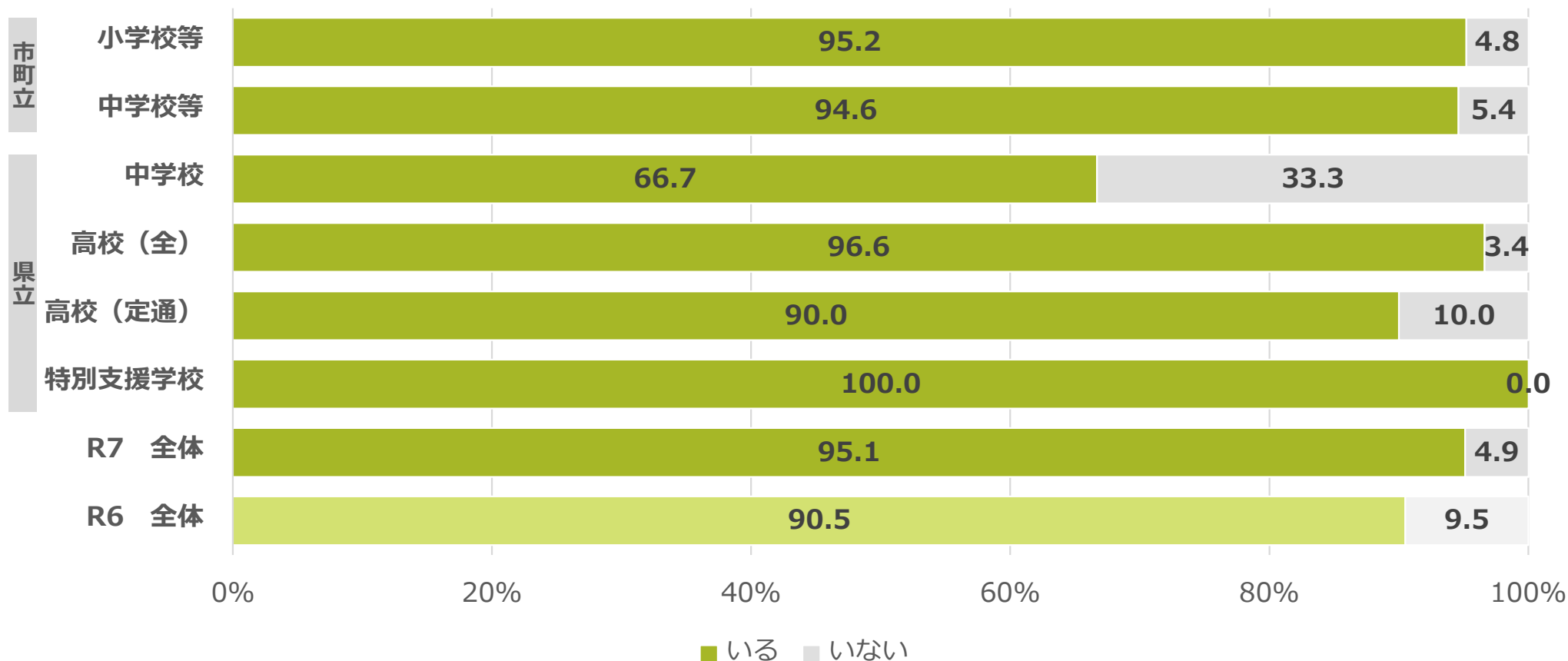
Q.期間を決めて教職員が何の業務にどれだけ時間をかけているか記録し、それを基に改善すべき業務の探索や業務改善の効果検証を行っていますか



全 体

全体で95.1%の学校が業務の見直しに関する話し合いの場を設けており、前年度からさらに改善が進んだ。(4.6%増)
特に市町立小・中学校で着実に向上しており、特別支援学校は3年連続で100%を維持。定時・通信制高校は横ばいだ
が高水準を保っている。業務適正化への意識が高まっていることがうかがえる。

Q.例えば、教職員間で業務の在り方や見直しについて話し合う場を設けるなど、業務の適正化について
意見しやすい雰囲気づくりに務めていますか

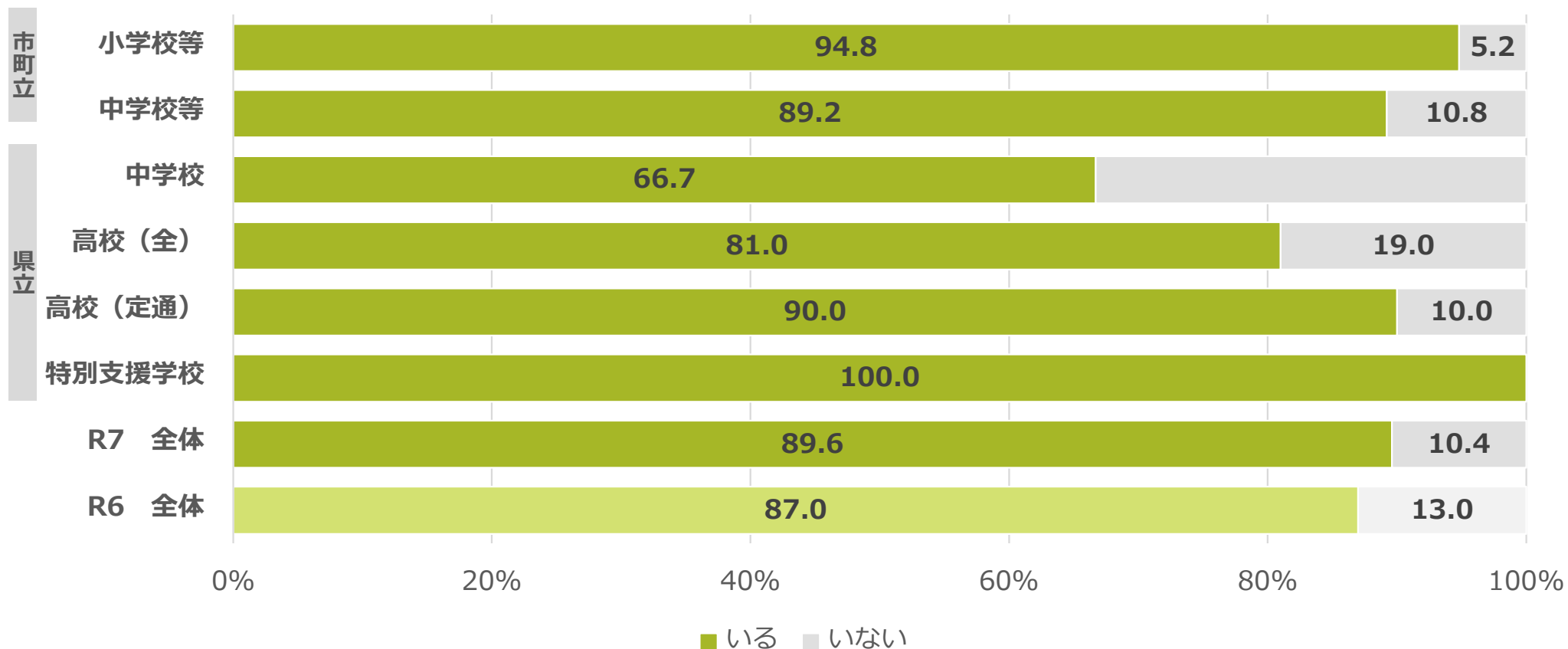




全 体

児童生徒数や教職員数を踏まえた適正な部活動数の見直しを実施している学校は**全体で89.6%**となり、令和6年度から増加している。校種別では、特別支援学校（100.0%）や小学校等（94.8%）が高水準を維持。定時・通信制は令和6年度の100%から若干減少したものの、依然として高い実施率を保っている。全日制も前年（68%）から大幅増加した。

Q.児童生徒数、教員数を踏まえて、適正な部活動数を設置するよう見直しを図っていますか。

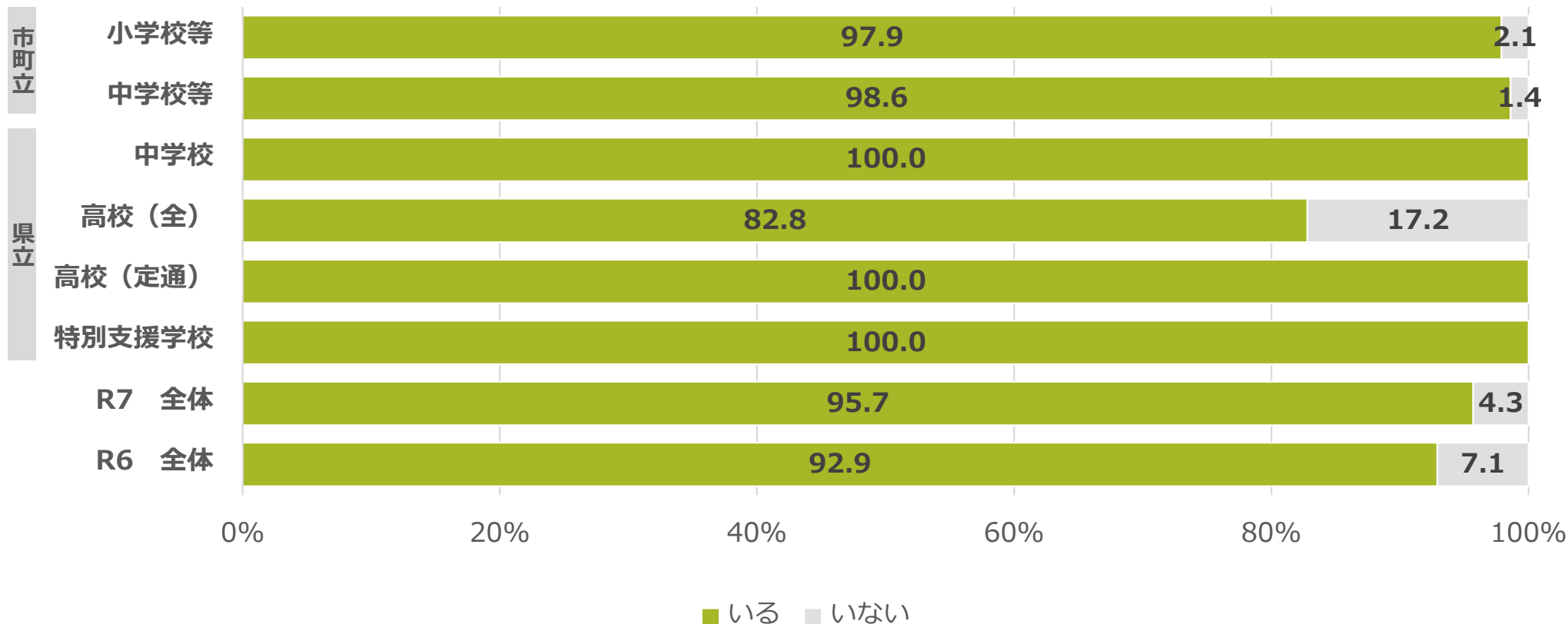




全 体

「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を徹底している学校は**全体で95.7%となり、前年度から改善が見られた**。一方、**高等学校（全日制）では令和5年度以降減少傾向が続いており、令和7年度は82.8%と他校種に比べて低い水準**である。今後、児童生徒および教職員の健康を守るため方針の遵守が一層重要となる。

Q.「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に基づいた部活動の活動時間・休養日を適切に設定するとともに、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底していますか。

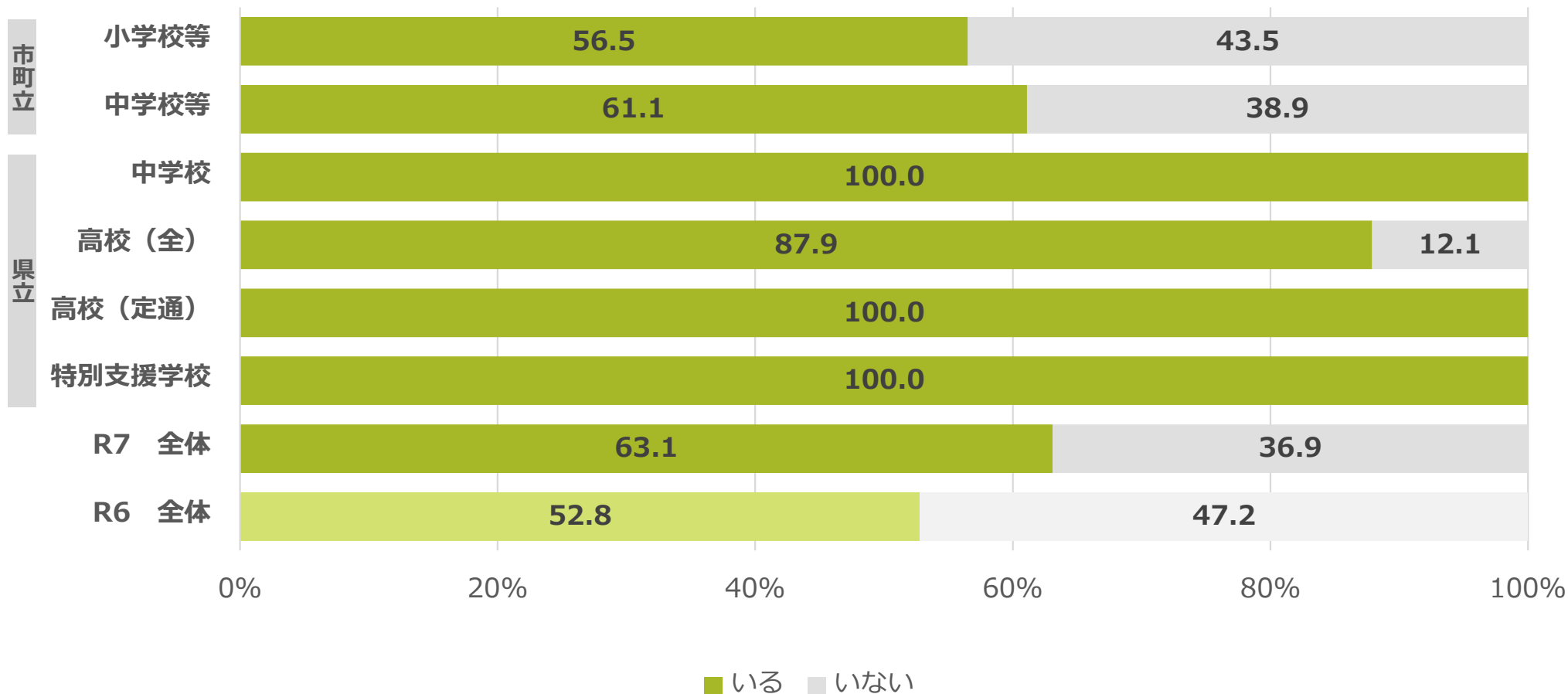




全体

令和7年度において、業務改善を推進する委員会を校務分掌に位置付けている学校は63.1%となり、令和6年度の52.8%から着実に増加している。特に高等学校（定時・通信制）では令和6年度の80%から令和7年度には100%へと達した。今後は、他の校種においても、教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の円滑な運用に向け、さらなる増加が求められる。

Q.業務改善を推進する委員会を校務分掌に位置付けていますか。



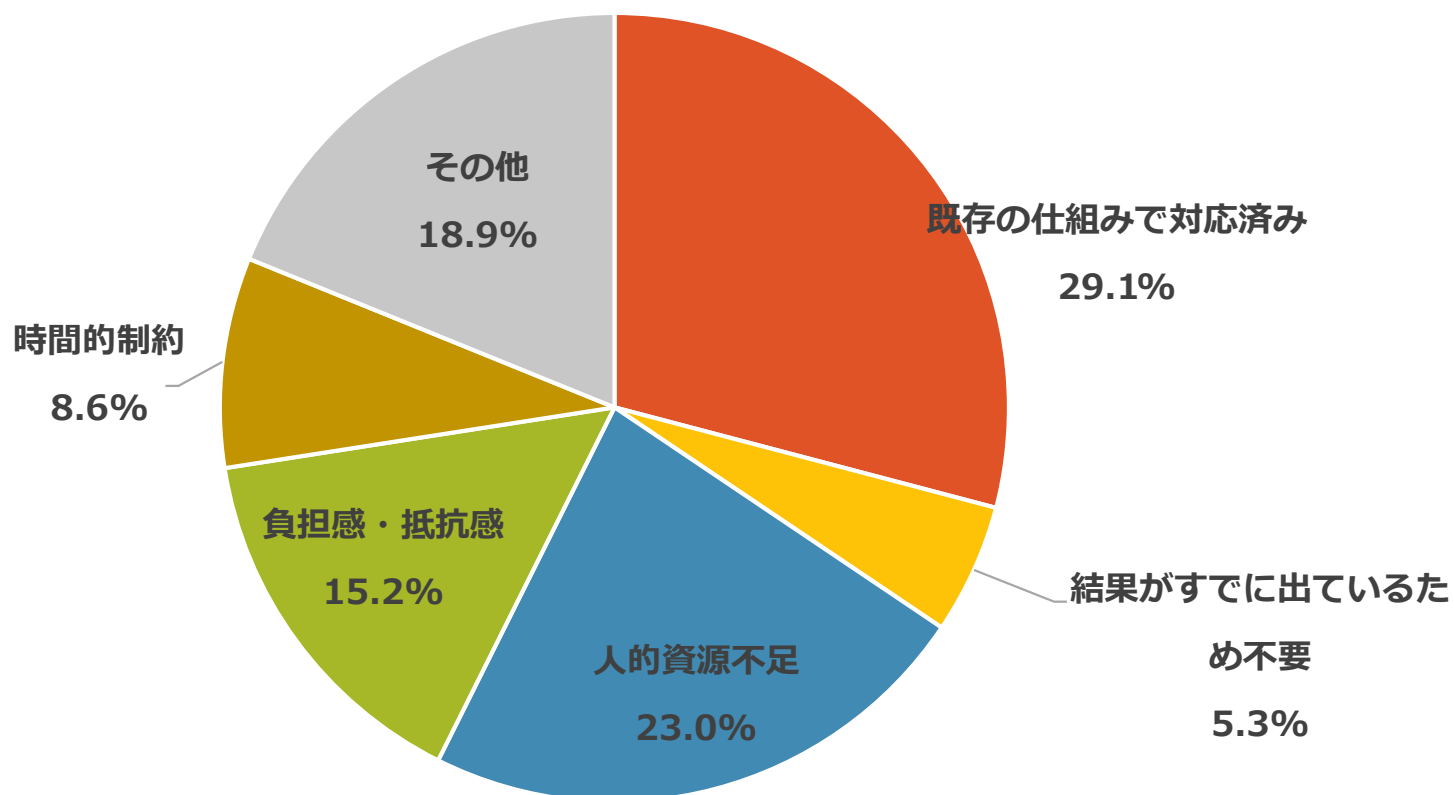


② 業務改善を進める委員会を位置づけることが難しい事情

全 体

委員会設置が難しい理由として最も多いのは、「既存の仕組みで対応済み」（29.1%）であり、現行の会議等で十分と認識されている状況がうかがえる。一方で、「人的資源不足」（23.0%）や「時間的制約」（8.6%）など、実務上の制約も大きな要因である。新たな取組への抵抗感や負担感も見られる。

業務改善を推進する委員会を位置付けることが難しい事情





N=569 校

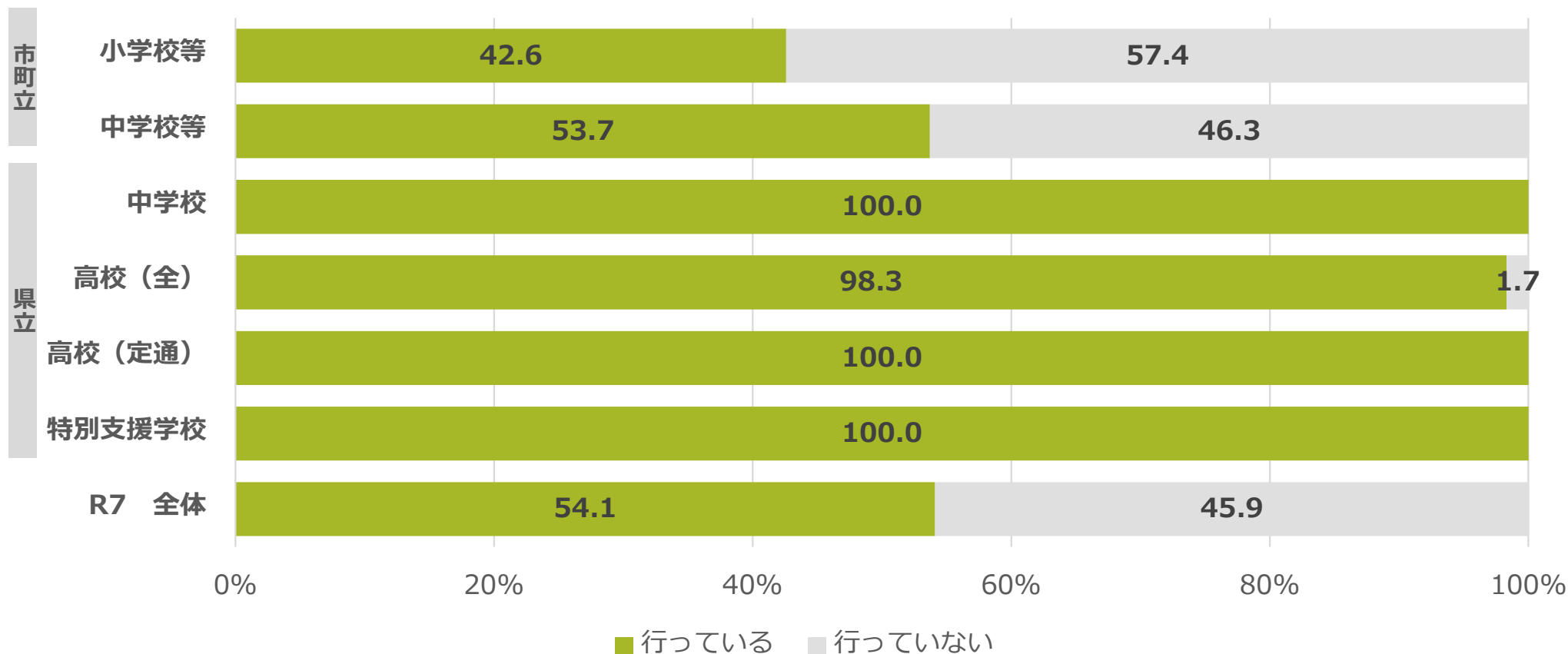
既存の仕組みで対応済み	71
職員会議や打ち合わせ、話し合いで代替している	61
教頭や特定の役割が担っている	9
ICTやアンケート等別の仕組みを利用している	1
結果がすでに出ているため不要	13
改善は進んでおり新たな委員会の必要が低い	5
これまでの取組で成果が出ている	8
人的資源不足	56
教職員数が少ない	31
分掌をこれ以上増やせない	25
負担感・抵抗感	37
委員会設置が新たな業務負担になる	33
新しい取組に対する意識が未熟・慎重	4
時間的制約	21
会議や委員会の時間を確保できない	16
他の業務で手一杯	5
その他	46
今後設置予定、検討中、準備中、見直し中	20
学校独自の事情	3
必要なし、機運なし	4
理由なし	13
その他	6



全 体

衛生委員会等を活用した教職員の健康保持・増進に関する話し合いは、約54%の学校で実施されている。県立中学校、高等学校（定時・通信制）、特別支援学校では100%の実施率であり、体制が整っていることがうかがえる。一方、市町立小学校等では「行っていない」が57.4%と過半数を占めており、取り組みの遅れが見られる。なお、教職員が50人以上の職場では、衛生委員会の設置が義務となっている（労働安全衛生法第18条）。

Q. 衛生委員会または既存の校内委員会を活用し、教職員の健康障害防止や健康保持増進の対策等の話し合い（意見交換や審議）を行っていますか。

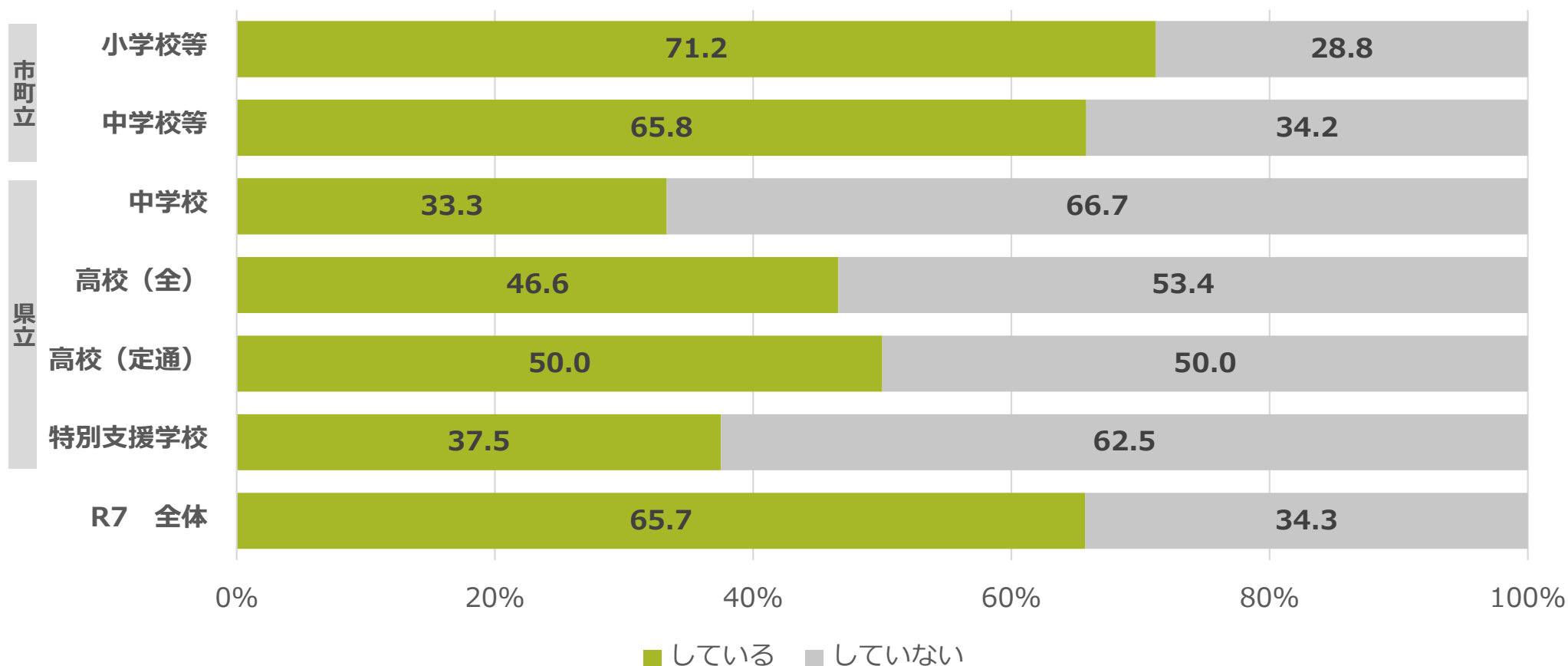




全 体

教職員の働き方改革について保護者や地域へ進捗状況を伝える工夫をしている学校は全体で65.7%である。小・中学校や義務教育学校では比較的高い割合で取り組まれているが、県立中学校、高等学校（全日制）、特別支援学校では「していない」とする回答が半数を超えており、情報発信の面で課題が残る。今後は、県が作成したリーフレット等を活用し、保護者および地域の方々へ積極的に情報発信を行っていく必要がある。

Q.教職員の働き方改革について保護者や地域の理解と協力を得るため、PTA総会・学校だより・HP等を通して、働き方改革の進捗状況を保護者や地域にも伝える工夫をしていますか。

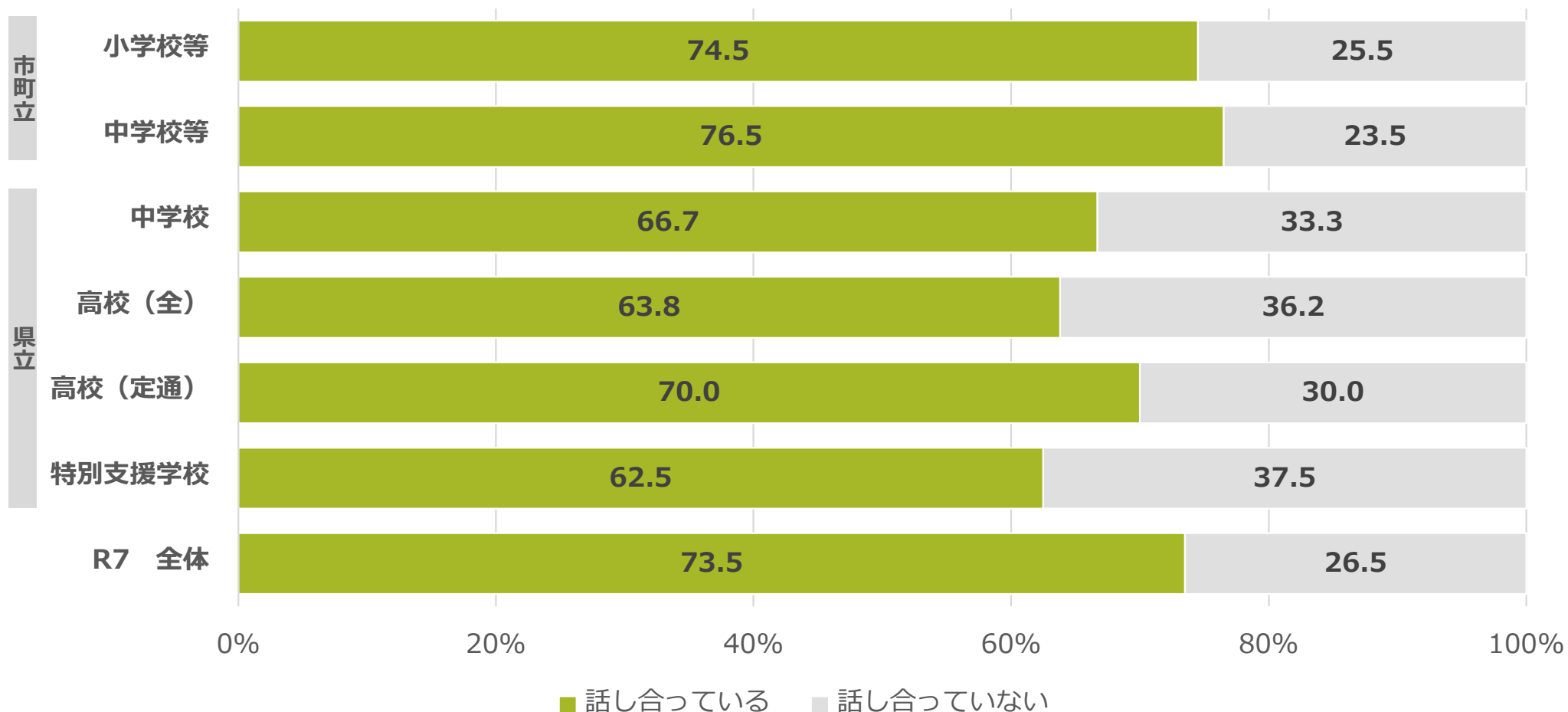




全 体

教職員の働き方改革について学校運営協議会や学校評議員会などで話し合っている学校は全体で73.5%である。一方で、特別支援学校や高等学校（全日制）、県立中学校では「話し合っていない」とする回答が3割を超えており、協議の場の活用に課題がある。改正指針の中でも、業務管理・健康措置に関して学校運営協議会の承認を得ることになっており、学校運営協議会や学校評議員会が一層重要になっていくと考えられる。

Q.教職員の働き方改革について、学校評議員会や学校運営協議会などで話し合っていますか。





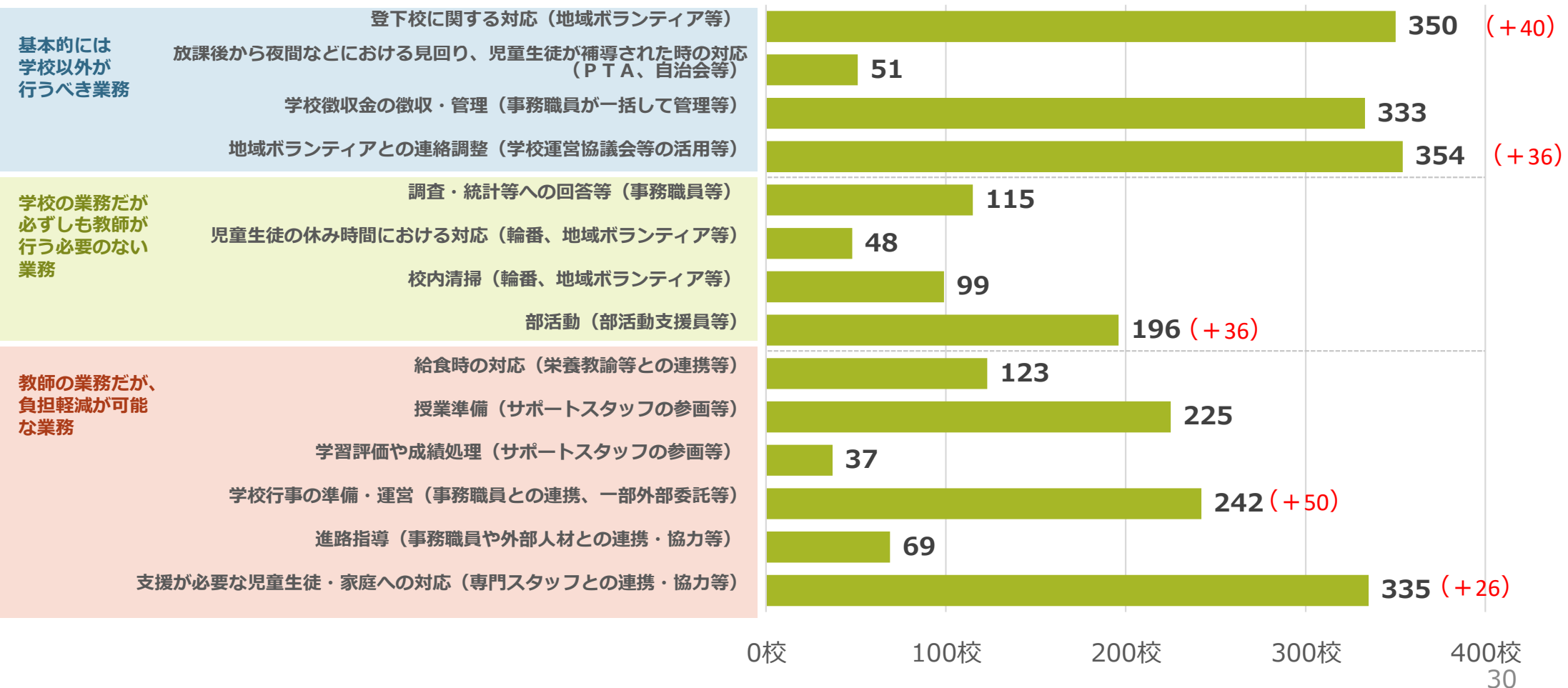
全 体

令和6年度から令和7年度にかけて、地域や関係機関との連携による業務改善の取組は多岐にわたり、全体的に実施数が増加している。特に「登下校の対応」「地域ボランティアとの調整」「部活動」「学校行事の準備・運営」など、専門性や外部協力を要する分野での伸びが顕著であり、学校単独での対応から協働体制への移行が進んでいることがうかがえる。今後は、こうした連携の質の向上と継続的な支援体制の整備が求められる。

Q. 業務改善に向けた地域・保護者・関係機関との連携として以下に挙げた取組を行っていますか。 N=569 校

(複数回答可)

(R 6年度比)



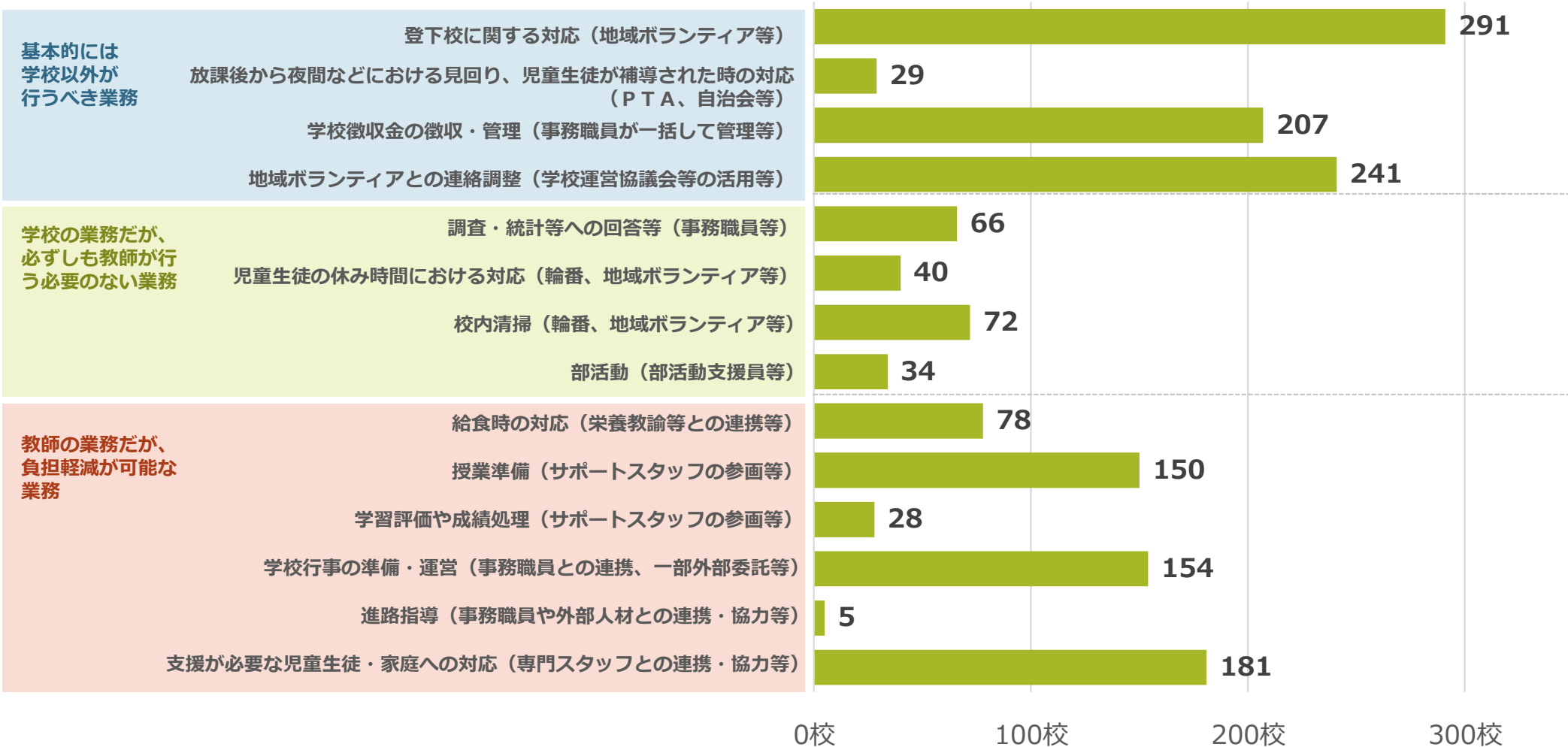


小学校 義務教育 (前期)

他校種に比べ「登下校対応」「給食時の支援」など日常的な業務に地域・保護者との連携が多く、前年度比で安定した実施率。また、地域ボランティアの活用が多く、地域や保護者、ボランティアを活用した継続的な地域との連携体制構築が進んでいる可能性がある。

小学校等

N=333校





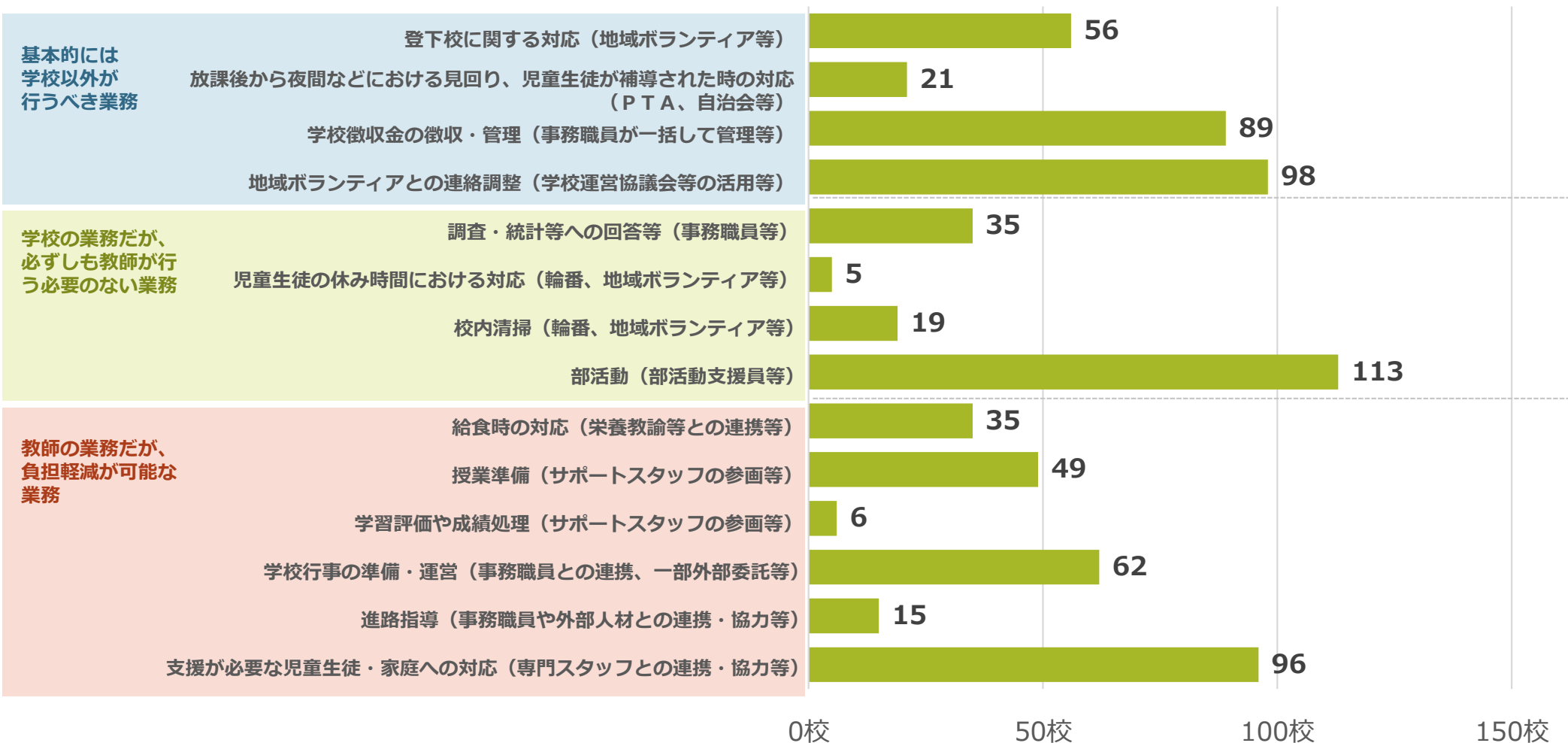
中学校
義務教育
(後期)

中学校等では、部活動を設置している149校中113校（75.8%）が地域連携による支援を導入している。

「地域ボランティアとの連絡調整」（98校）や「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」（96校）も一定数みられ、地域との協働体制が形成されつつある。

中学校等

N=146校



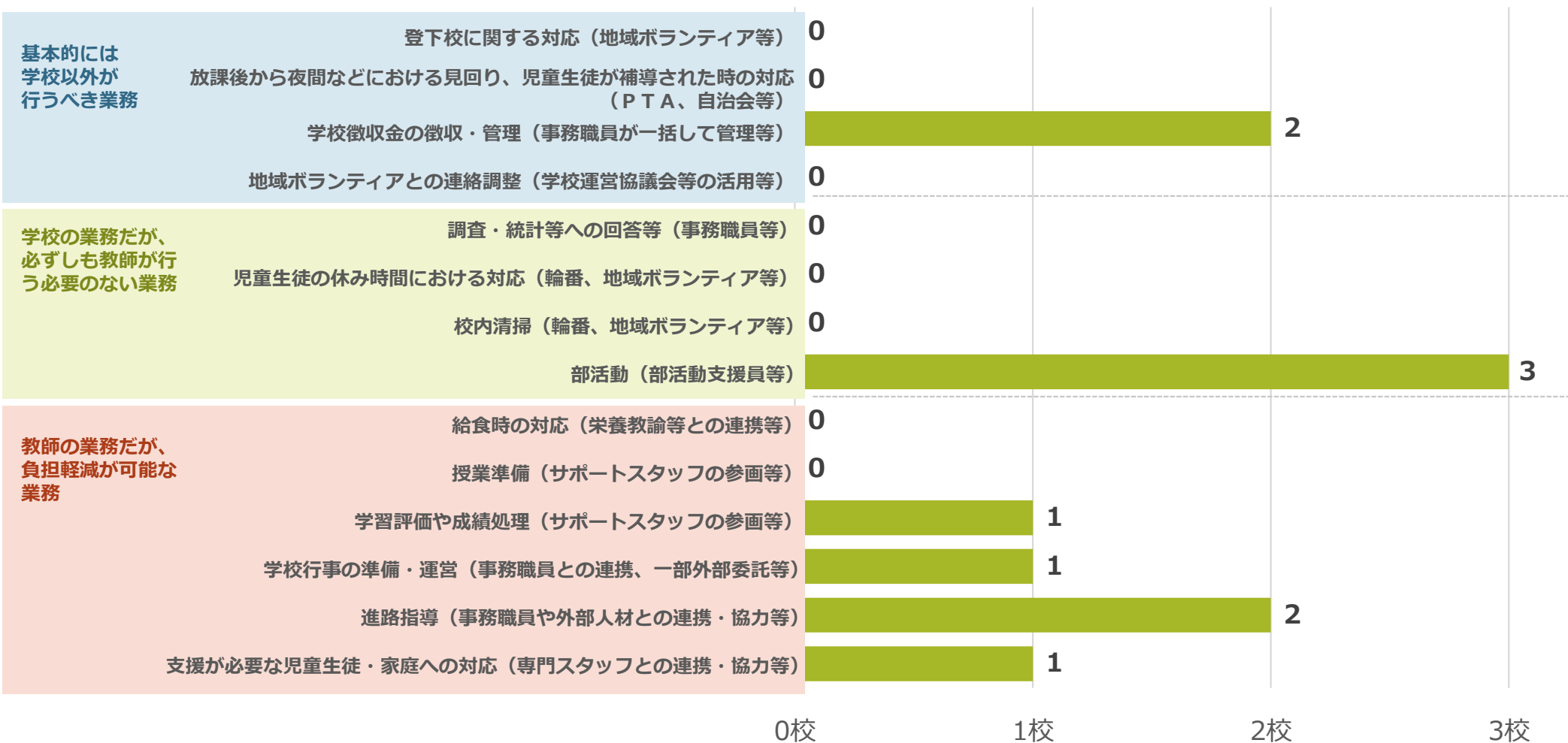


県立
中学校

県立中学校では、地域連携の取組が限定的であり、「部活動」（3校：100%）や「進路指導」（2校）など一部の分野にとどまっている。「登下校に関する対応」や「地域ボランティアとの連絡調整」は実施がなく、他校種に比べ全体的に取組が少ない。

県立中学校

N=3校



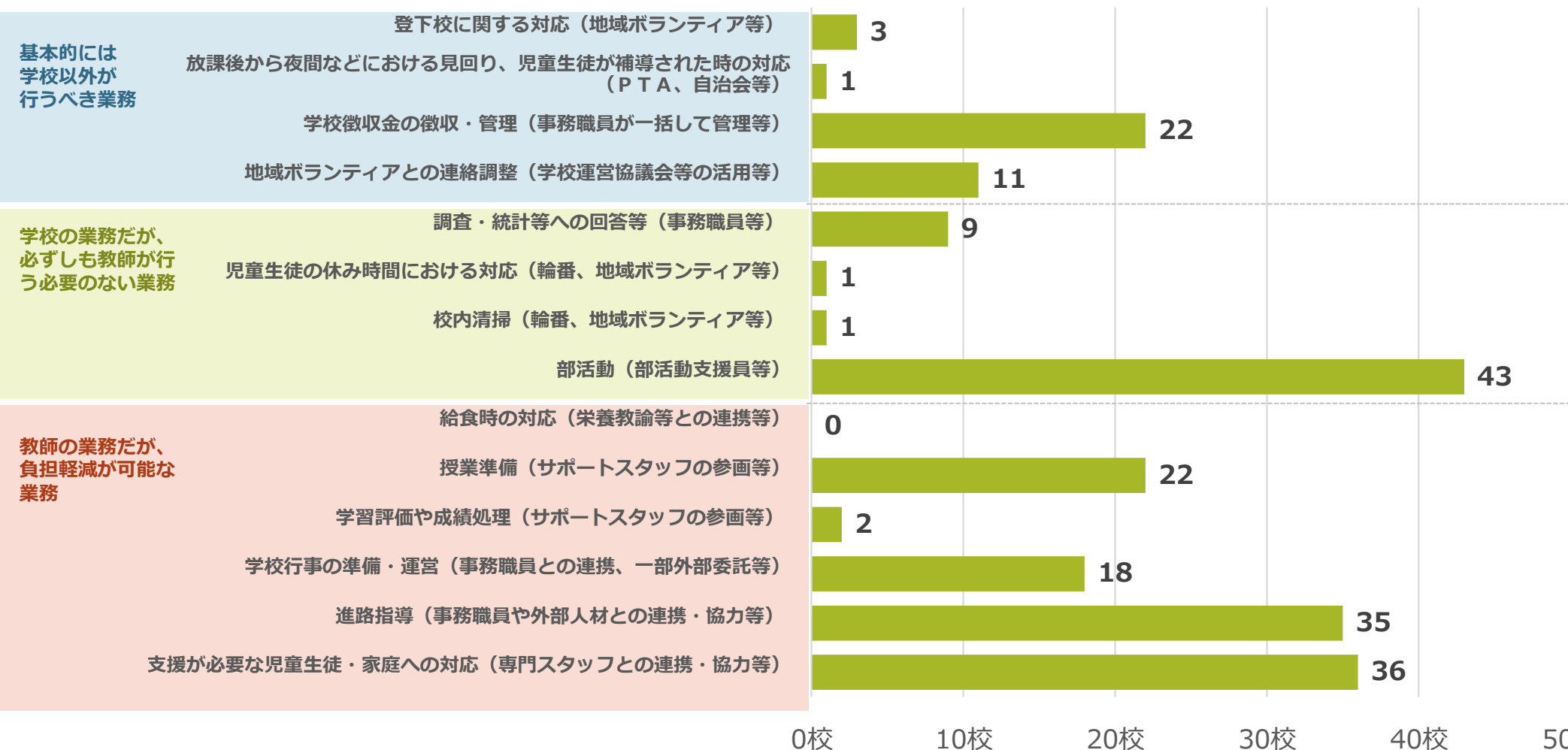


高等学校
(全日制)

「部活動」「進路指導」「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」において地域・関係機関との連携が多く見られる。部活動を設置する58校中43校（74.1%）が地域連携を実施しており、他校種より専門人材の活用傾向が強い点特徴的である。

高等学校（全日制）

N=58校



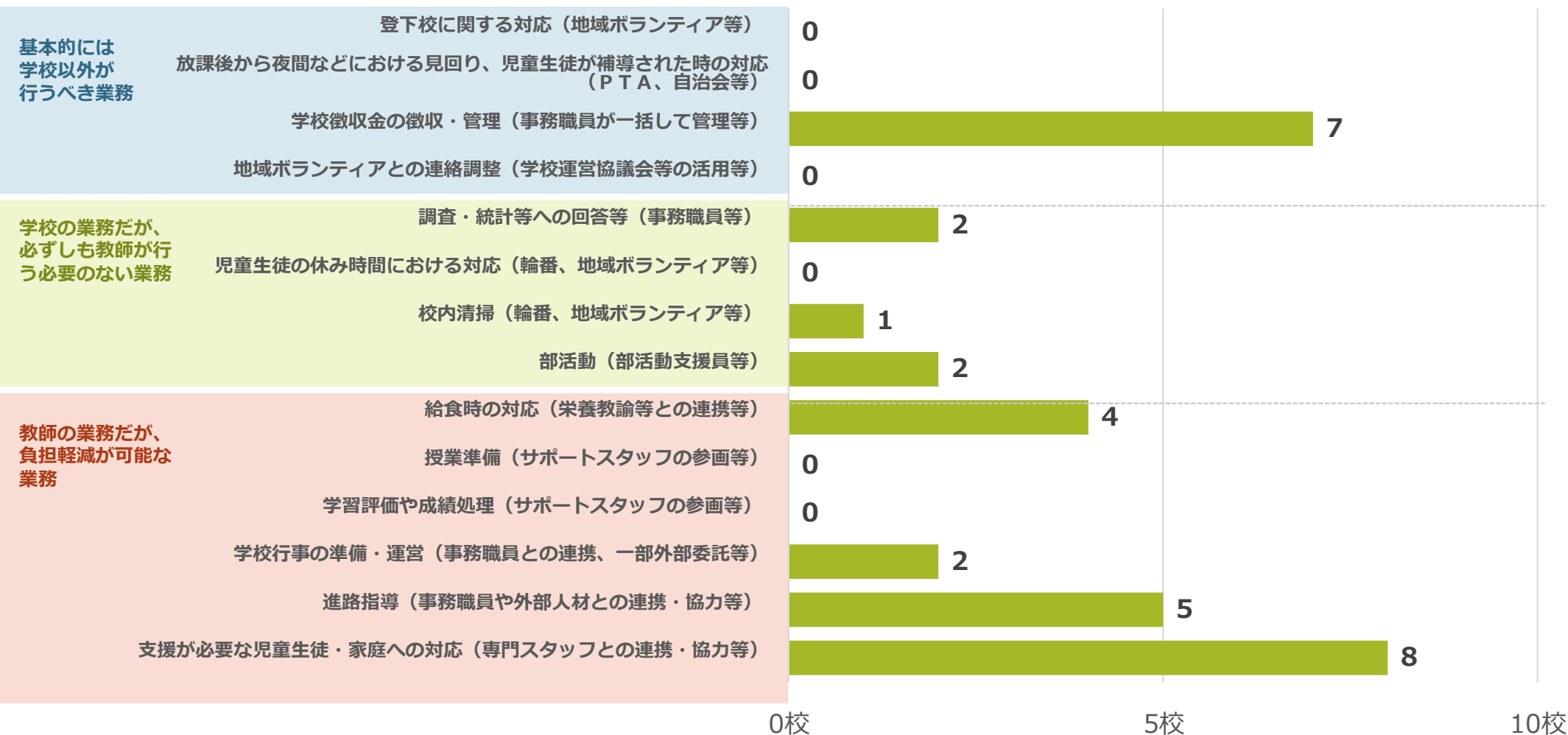


高等学校 (定時・通信制)

全体的な取組数は少ないが、「学校徴収金の徴収・管理」、「進路指導」、「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」など専門分野での活用が進んでいる。

高等学校（定時・通信制）

N=10校

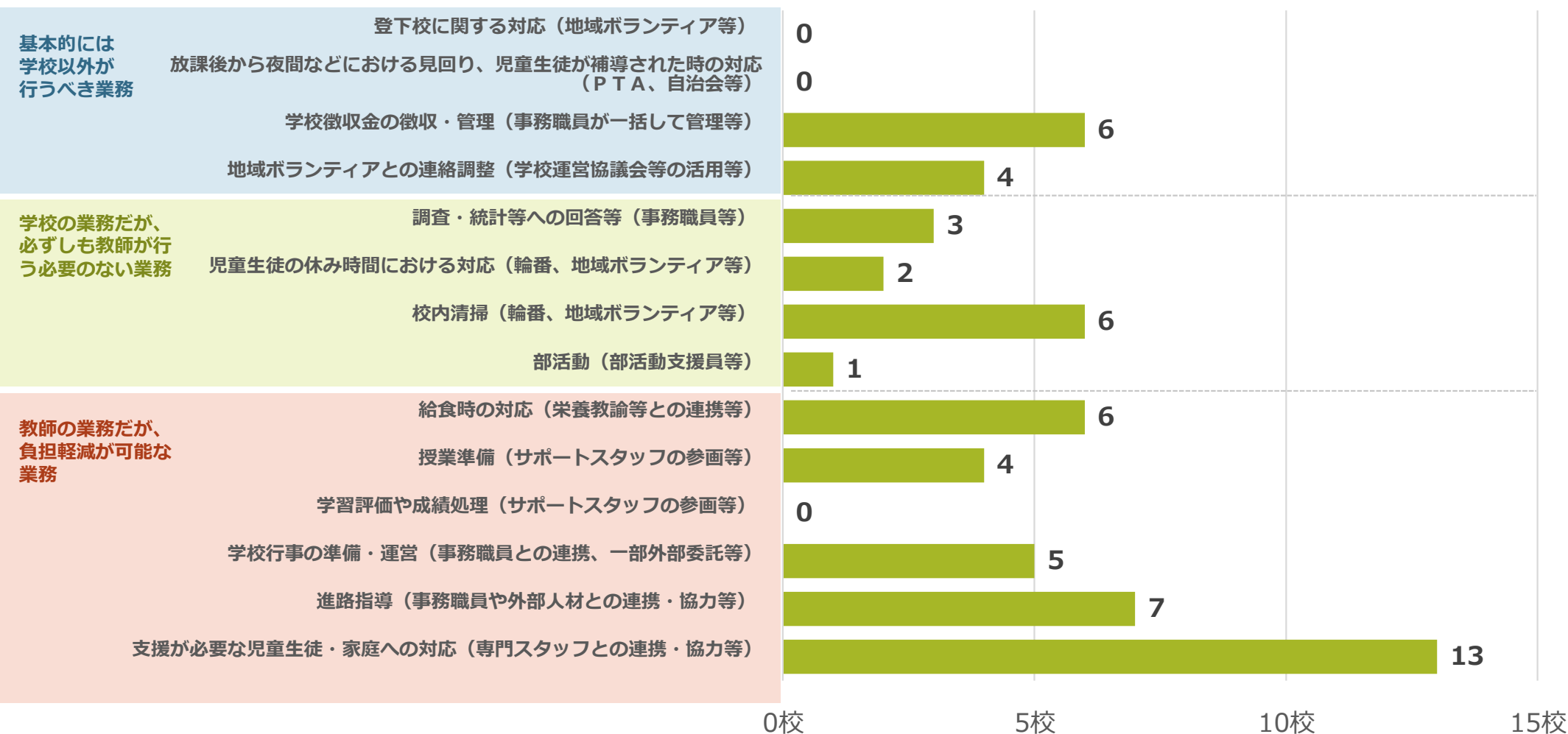


特別支援
学校

「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」が16校中13校と約8割の学校で活用されている。
また、「進路指導」においても、外部人材が活用されている様子が見える。

特別支援学校

N=16校





全体

令和6年度は98.1%がミドルリーダーの育成に努めていると回答。

今年度は98.9%で、すべての県立学校でミドルリーダーの育成に努めていると回答している。市町立の小中学校においても微増ながら改善がみられる。

Q.ミドルリーダーを計画的に育成し、適所に配置するなどして、
学校の教育目標をより効果的に達成できる組織体制の構築に努めていますか。

